

前書

文化庁では、今後の国語施策の改善に資するため、明治以降、今日に至るまでに発表された国語施策の改善に関する各種の案及び実施された施策並びにそれらに関する論評等を計画的に収集整理し、「国語施策沿革資料」として、まとめることとした。

本集は、そのうち、仮名遣いに関する諸案を収集し、簡単な解説を加えたものである。

本集の作成に当たり、御協力くださった方々に、心から感謝申し上げます。

また、企画、執筆の上で、吉田澄夫・井之口有一編『明治以降国字問題諸案集成』に負うところが大きい。特に記して謝意を表す。

昭和五十五年三月

文化庁文化部長

塩津有彦

国語施策沿革資料作成協力者

(五十音順、敬称略)

(氏名)

(現職)

天沼寧 大妻女子大学教授

井之口有一 聖母女学院短期大学教授

阪倉篤義 京都大学教授

志田延義 山梨大学名誉教授

土屋信一 国立国語研究所言語計量研究部第一研究室長

林大 国立国語研究所長

林巨樹 青山学院大学教授

なお、文化庁においては、主として次の者が本書の編集、作成に当たった。

室屋晃 文化部国語課長

上岡国威 文化部国語課課長補佐

安永実 文化部国語課国語調査官

山口佳也 文化部国語課国語調査官

凡 例

一 本集は、明治以降の国語施策沿革資料の一編として、仮名遣いについて、公的機関から発表された諸案及び実施された施策の代表的なものを集めたものである。

二 各案の本文は、底本とした資料の原文のまま採録することを原則とした。ただし、

1 漢字は現行の字体に改めた。また、変体仮名も現行の字体に改めた。

2 横書きのものは縦書きとし、その際、算用数字は漢数字に改めた。

3 行数・字詰は、必ずしも原文と同じでない。なお、諸案の本文中、語例を列挙した部分で、原文の改行の位置を明らかにしておいた方がよいと認められた場合は、該当する部分に「」を付して、その位置を示した。

4 明らかに原文の誤植と認められたものは訂正した。また、編者において、脱落していると思われる語句を補ったところがある。その際は、() を施してその部分を示した。

5 仮名遣い問題と関係がないと認められた部分は省略した。

三 参考のために、解説と対照表を添えた。解説では、各案・資料の成立、特色、実施状況等について簡略に述べた。対照表は、仮名遣いの各問題点について、各案のそれぞれの定めるところを、一覧表の形に整理したものである。

四 外国語の仮名表記に関する取決めも、仮名遣いに属する問題であるが、その諸案の集成については、別の機会に譲ることとした。ただし、六(付一)「外国語の写し方」(大正十五年)は、「仮名遣改定案」(大正十三年)の補則ということで収録してある。

仮名遣い諸案本文

我が国音国字の言靈の幸にかなへるは外国にまさりて簡便なるによるなり況て文字は魚を得るための筈なりといへり故に教育は成るべく文字の学ひを簡便にするの手段を取るこそ必要なれ

我が国の仮名は一種の特性として印度の悉曇歐洲の「アルハベック」に遙に優る所ありそは彼の文字には子音字母音字の二つありて二字又は数字を組合せて一音をなす故に生徒は字学の手始めとして先づ反切法即ち綴字法を学ばざるへからず此の反切法を諳むするため一年又は少なくとも三四個月を費すといへり我が仮名は一字一音をなす故に反切法を学ぶの煩勞なきはいかに外国に秀てたるためたき簡便の文字ならずや然るに支那より来れる長音拗音又は入声を写す為には此の簡便法もなか／＼に難渋なることそ出来ぬるそは彼の先覚の支那音に通ずる人の字音仮名遣ひといふことを論へるよりひたすら分け難きわざとなりて漢字漢音に深き覚えある博士ならては其の為に迷はぬものなきことよはなりぬ

今字音仮名遣ひを普通教育に用ゐて少年にその榮を学はしむるの可否は教育家の打ちすておくべきにあらざる問題なり

何故に様又は要用の漢字をヨウエウ又ヤウと仮名にて書くか

仮名の漢字よりも易きに由るなりざるを様ならばヤウとし要ならばエウ用ならばヨウとすべしといはゞ漢音漢字を知る人ならてはわけかたきわざなりざる人は幼少より様又は要用の真名を書くこそ易かるへけれ仮名に書くの必要はあらし況て要の字も今の支那音はヤウにてエウにはあらず音博士の古伝も強ちに信ひがたきをや

蝶をテフと書き法をハフと書くを仮名遣の法とするならば何故にチヨウ、ホウとは読むか漢字の為に我か仮名の正音を曲くるは仮名の本色に背くものなり我が国にはもと入声なし故にテフ、ハフの音あるへきなし支那音の拗曲なるを我が国の穩和なる平音に移したるは即ちチヨウ又はホウにそあるざるを仮名にて唐様に引直さむとするはいかに(古今集には法師をホウシと書けり)

支那の音を矯め直して国音に附かしむる時は国音のまゝに仮名を遣ふこと古人の用例なりされはこそ困すをコウスとは書けともコンスとは書かず柑子をコウシとは書けともカンシとは書かず九郎判官をハウグワンとは書けともハングワンとは書かず近世の字音仮名遣の説は此の用例と背けるはいかに

若し必漢字の正音に就くへしとならばチヨウ、テウ、テフ、

シヨウ、セウ、セフの類のみにあらずして古の音博士のわざ
に習ひキとクキ、ケとクエとをも書きわくべきも此は難きに
難きわざならずや又音博士の紀長谷雄と発昭と同音とし芭蕉
をハセヲと書きたるは漢音をそのまま写す為のわざなるも今
の世に用ゐるへくもあらず

侵はシムと仮名し安はアンと仮名すへしといへる説はいとも
疑はし現に支那音を学へる人の説に支那にて南音北音とも
かゝる差別はなしといへり支那の今昔の誤れるにて古音は我
か国に遺れりなとゝの説あれども信ひ難し余は普通教育の為
に久しきこのかた此の問題を思い煩ひたり諸君余がために入
重の狭霧を払ひ給ひなは此の上の喜はあらし

さりながらジヨウとヂヨウ、クワンとカン、クワウとコウ、
ワウとオウとの別のときは発音の上に明かにけぢめあれ
は(或地方を除き)仮名を誤らざるへきは論なし又我が固有
の国音にはあらて一地方の訛音は(東京にてひとしとを混し
東北にてゆとずとを混し南方のひとふとを混するかことし)もと
より其の誤れるがまゝに任すべくもあらず

小学校令施行規則中教授用新定字音仮名遣いに関する規定

〔小学校令施行規則〕 第十六条

小学校ニ於テ教授ニ用フル仮名及其ノ字体ハ第一号表ニ、字音仮名遣ハ第二号表下欄ニ依リ又漢字ハ成ルヘク其ノ数ヲ節減シテ応用広キモノヲ選フヘシ

尋常小学校ニ於テ教授ニ用フル漢字ハ成ルヘク第三号表ニ掲クル文字ノ範圍内ニ於テ之ヲ選フヘシ

第一号表 (省略)

第二号表

従来用ヒ来レル字音仮名遣

新定ノ字音仮名遣

い(あ行及や行) め
う(あ行及わ行)
え(あ行及や行) ゑ
お を
か くわ
が ぐわ
け くゑ
げ ぐゑ
じ ぢ
ず づ

い
う
え
お
か
が
け
げ
じ
ず
従来慣用ノ例ニ依ルモ妨ナシ
従来慣用ノ例ニ依ルモ妨ナシ

い	いゆ(いハあ行及や行)	ゆ
た	あふ	お
た	わう	を
た	をう	を
た	かう	こ
た	かふ	こ
た	くわう	こ
た	がふ	ご
た	ぐわう	ご
た	さふ	そ
た	さふ	そ
た	ざふ	ぞ
た	ざふ	ぞ
た	たふ	と
た	たふ	と
た	なふ	の
た	なふ	の
た	はふ	ほ
た	はふ	ほ
た	ぼふ	ぼ
た	ぼふ	ぼ
た	ぼふ	ぼ
た	ぼふ	ぼ
た	もう	も
た	もう	も
た	いう	い
た	いう	い
た	いう	い
た	いう	い
た	やう	や
た	やう	や
た	えう	え
た	えう	え

じう	しう	ぎう	きう	れふ	りやう	みやう	ぴやう	びやう	ひやう	ねふ	にやう	ぢやう	ちやう	てふ	じやう	せふ	しやう	げふ	ぎやう	けふ	きやう	らう
じふ	しふ	ぎふ	きふ		りよう	めう	ぴよう	びよう	ひよう		によう	ぢよう	ちよう		じよう	しよう	ぎよう	げう	ぎよう	きよう	らふ	
					れう		ぺう	べう	へう		ねう	でう	てう		ぜう	せう		げう	けう		ろう	

じゆ	しゆ	ぎゆ	きゆ	りよ	みよ	ぴよ	びよ	ひよ	によ	じよ	ちよ	じよ	しよ	ぎよ	きよ	ろ
ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー

第三号表 (省略)

場合モ亦同シ

備考 本表ハ平仮名ヲ以テ示シタリト雖モ片仮名ヲ用フル

あむ	あん	あん	あん
りう	りふ	りゆ	りゆ
にう	にふ	にゆ	にゆ
ぢう	ぢふ	ぢゆ	ぢゆ
ちう	ちふ	ちゆ	ちゆ

其他語尾ノ撥音ニ
むんヲ區別スルモ
ノ皆之ニ準ス

国語仮名遣改定案等(国語調査委員会及び高等教育会議への諮問)

国語仮名遣改定案

緒言

- 一 本案ノ改定仮名遣ハ口語文語共ニ適用スルモノトス
- 二 本案ノ改定仮名遣ハ現行ノ国定小学校教科書大修正ノ場合ニ実行スルモノトス
- 三 本案ノ改定仮名遣ハ中等教育ノ学校教授上ニモ実行セシコトヲ期ス
- 四 本案ノ改定仮名遣実行ニ伴ヒ五十音図中阿行ノおハをニ改メ和行ノゐハいニ、ゑハえニ改ム

第一条 おハをニ改ム

- 例
- | | | |
|-----------------------|--|------------------------------------|
| を ⁺ かけ(御蔭) | を ⁺ き(沖) | を ⁺ し(啞) |
| を ⁺ や(親) | を ⁺ の ⁺ を ⁺ (各) | を ⁺ く(置) |
| を ⁺ す(押) | を ⁺ も ⁺ う(思) | を ⁺ そ ⁺ る(恐) |

第二条 わト発音スルハハわニ改ム

- 例
- | | | |
|---------|---------|---------|
| わ(天爾遠波) | いわ(岩) | いし(石原) |
| うちわ(団扇) | うつわ(器) | かわ(河) |
| かわら(瓦) | かたわ(不具) | くわ(桑) |
| なわ(繩) | にわ(庭) | あらわす(著) |

第三条 イト発音スルハいニ改ム

- 例
- | | | |
|---------|--------|-------|
| うぐいす(鶯) | かい(貝) | こい(鯉) |
| はい(灰) | ひたい(額) | しい(椎) |

- | | | |
|--|---|--|
| いつわる(佯) | を ⁺ わ ⁺ す(御坐) | く ⁺ わ ⁺ だ ⁺ つ(企) |
| たわむる(戯) | ま ⁺ わ ⁺ る(廻) | や ⁺ わ ⁺ ら ⁺ ぐ(和) |
| うるわし(麗) | か ⁺ わ ⁺ ゆ ⁺ ら ⁺ し(可愛) | く ⁺ わ ⁺ し(委) |
| なげかわし(歎) | に ⁺ わ ⁺ か ⁺ に(俄) | き ⁺ わ ⁺ め ⁺ て(極) |
| い ⁺ わ ⁺ ん ⁺ や(況) | あ ⁺ わ ⁺ れ(噫) | あ ⁺ ら ⁺ わ(洗) |
| きらわ(嫌) | さ ⁺ そ ⁺ わ(誘) | なら ⁺ わ(習) |
| ひろわ(拾) | ま ⁺ わ(舞) | や ⁺ と ⁺ わ(備) |
| かよわす(通) | く ⁺ る ⁺ わ ⁺ す(狂) | た ⁺ だ ⁺ よ ⁺ わ ⁺ す(漂) |
| ならわす(習) | ま ⁺ ど ⁺ わ ⁺ す(惑) | よ ⁺ わ ⁺ す(酔) |
| わ ⁺ ず ⁺ ら ⁺ わ ⁺ す(煩) | か ⁺ わ ⁺ る(変) | く ⁺ わ ⁺ わ ⁺ る(加) |
| そ ⁺ わ ⁺ る(添) | た ⁺ ま ⁺ わ ⁺ る(賜) | つ ⁺ た ⁺ わ ⁺ る(伝) |
| い ⁺ わ ⁺ く(曰) | を ⁺ も ⁺ わ ⁺ く(思) | ね ⁺ が ⁺ わ ⁺ く(願) |
| の ⁺ た ⁺ ま ⁺ わ ⁺ く(宣) | う ⁺ た ⁺ が ⁺ わ ⁺ し(疑) | ふ ⁺ さ ⁺ わ ⁺ し(相応) |
| わ ⁺ ず ⁺ ら ⁺ わ ⁺ し(煩) | | |

たましい(魂) ひいらぎ(柎) にいなめ(新嘗)

いいだまち(飯田町) よろい(鎧) かいこ(蚕)

あるいわ(或) たらい(盥) ついやす(費)

たいらく(平) ちいさし(小) ついに(遂)

あらい(洗) きらい(嫌) さそい(誘)

ならい(習) ひろい(拾) まい(舞)

やとい(傭) こい(恋) しい(強)

こいし(恋) しいて(強)

第四条 おト発音スルふハをニ改ム

例 あをい(葵) あをぐ(仰) たをす(倒)

あをる(煽)

第五条 うト発音スルふハうニ改ム

例 あやうし(危) あらう(洗) きらう(嫌)

さそう(誘) ならう(習) ひろう(拾)

まう(舞) やとう(傭) こう(恋)

をとろう(衰)

第六条 ゆト発音スルふハゆニ改ム

例 かゆ(換) しゆ(強) そゆ(添)

たゆ(堪) をしゆ(教)

第七条 えト発音スルへハえニ改ム

例 え(天爾遠波) さえ(同上) いえ(家)

うえ(上) ひとえ(一重) いにしえ(古)

さえぎる(遮) あえて(敢) あらえ(洗)

きらえ(嫌) さそえ(誘) ならえ(習)

ひろえ(拾) まえ(舞) やとえ(傭)

をとろえ(衰) かえ(換) そえ(添)

たえ(堪) をしえ(教)

第八条 おト発音スルほハお列ノ下ニアリテ其長音ニ発音ス

ルモノハ一ニ改メ他ハをニ改ム

例 いをり(庵) かを(顔) しを(塩)

をーやけ(公) ほー(頬) ほーずき(酸漿)

ほーのき(朴) こーり(氷) にをう(匂)

なをす(直) うるをう(潤) ををう(被)

とーる(通) いきどーる(憤) とどこーる(滯)

もよーす(催) をーす(仰) しをからし(鹹)

をーきし(大) をーし(多) とーし(遠)

なを(猶) なをざりに(等閑)

第九条 めハイニ改ム

例 いど(井戸) いのしし(猪) いざり(躰)

くらい(位) はらいせ(報怨) もとい(基)

くわい(慈姑)』 まいる(参) いる(居)
ひきいる(率)

第十条 ゆト発音スルうハゆニ改ム

例 うゆ(植) すゆ(据)

第十一条 えト発音スルゑハえニ改ム

例 え(画) こえ(声) つくえ(机)
つえ(杖) すえ(末) ゆえ(故)
ともえ(巴)』 えむ(笑) うえ(植)
すえ(据)

第十二条 ぢハジニ改ム但シ左ノ二ツノ場合ハ此限ニアラズ

(イ) 二語連合ノ音便ニ依リテ生ジタルぢ

(ロ) 同音ノ連呼ニ依リテ生ジタルぢ

例 すじ(筋) うじ(氏) ふじ(藤)
わらじ(草鞋) くじら(鯨)』 よじ(攀)
はじ(恥)

但書 (イ) はなぢ(鼻血) もらいぢち(貫乳)
ひぢりめん(緋縮緬) こぢから(小力)

(ロ) ちぢむ(縮) ちぢまる(縮)

附則 語源ヨリ云ヘバ本条但書ニ該当スルモノナルモ今ハ単立

語ト見做サルルモノハ仍ホ本文ノ例ニ依ル

例 をじ(伯父) こーじ(麴) こーじ(小路)

第十三条 づハずニ改ム但シ左ノ二ツノ場合ハ此限ニアラズ

(イ) 二語連合ノ音便ニ依リテ生ジタルづ

(ロ) 同音ノ連呼ニ依リテ生ジタルづ

例 うず(渦) みず(水) なまず(鯰)
あず(梓) うず(埋) さず(授)
ゆず(讓) しず(沈)』 しずかに(静)
まず(先)』 めずらし(珍) うずだかし(堆)』
よず(攀) はず(恥) はず(出)
ぬきんず(抽)

但書 (イ) たづな(手綱) みかづき(月)

かなづち(鉄槌)

ゆきづまる(行詰) かんづめ(罐詰)』

ゆきづまる(行詰) ところづよし(心強)

(ロ) つづみ(鼓) つきづき(月月)

つづら(葛籠) つづく(続)

附則 語源ヨリ云ヘバ本条但書ニ該当スルモノナルモ今ハ単立

語ト見做サルルモノハ仍ホ本文ノ例ニ依ル

例 さかづき(盃) いづみ(泉)』 つまづく(躓)

第十四条 阿列ノ仮名ニふガ附キテ於列ノ長音ニ発音スルモ

ノハ於列ノ仮名ニ一ヲ附ス但シ動詞ノ語尾ニシテ一ニ当ル

モノハうヲ用フ

例ノ一(あふヲをーニ改ムルモノ)

をーギ(扇)

例ノ二(さふヲそーニ改ムルモノ)

そーろ(候)

例ノ三(たふヲとーニ改ムルモノ)

とーとーみ(遠江)

例ノ四(なふヲのーニ改ムルモノ)

いのー(稻生)

例ノ五(はふヲほーニ改ムルモノ)

ほーる(投)

例ノ六(まふヲもーニ改ムルモノ)

がもー(蒲生)

但書
例 在う(逢)

あとう(与)

うとう(歌)

あがのう(購)

うしのう(失)

ほう(這)

かぼう(庇護)

もう(舞)

たもう(給)

附則 語源ヨリ云へバ本条但書ニ該当スルモノナルモ今ハ単立

語ト見做サルルモノハ仍ホ本文ノ例ニ依ル

例 すもー(角力)

第十五条 阿列ノ仮名ニうガ附キテ於列ノ長音ニ発音スルモ

ノハ於列ノ仮名ニーヲ附ス但シ左ノ二ツノ場合ニシテーニ

当ルモノハうヲ用フ

(イ) 動詞形容詞ノ語尾ノ音便

(ロ) 未来助動詞うノ附キタルモノ

例ノ一(かうヲこーニ改ムルモノ)

こーがい(筭)

例ノ二(さうヲそーニ改ムルモノ)

こーべ(神戸)

例ノ三(たうヲとーニ改ムルモノ)

こーもり(蝙蝠)

例ノ四(はうヲほーニ改ムルモノ)

こーばし(馨)

例ノ五(まうヲもーニ改ムルモノ)

こー(斯)

例ノ六(やうヲよーニ改ムルモノ)

そー(然)

例ノ七(らうヲろーニ改ムルモノ)

とーげ(峠)

例ノ八(わうヲをーニ改ムルモノ)

ほーき(箒)

例ノ九(はうヲほーニ改ムルモノ)

ほーむる(葬)

例ノ一〇(まうヲもーニ改ムルモノ)

もーけ(儲)

例ノ一一(やうヲよーニ改ムルモノ)

もーす(申)

例ノ一二(らうヲろーニ改ムルモノ)

よーか(八日)

例ノ一三(わうヲをーニ改ムルモノ)

よーやく(漸)

但書
例 在う(飼)

よーよー(漸)

例ノ一四(らうヲろーニ改ムルモノ)

くろーど(蔵人)

例ノ一五(わうヲをーニ改ムルモノ)

いをー(硫黄)

(イ) こー(飼)

あこー(赤)

(ロ) ゆこー(行)

きこー(聞)

(イ) ふそー(相応)

あそー(浅)

(ロ) ちらそ^チう^ウ(散)

(イ) うと^ウう^ウて^テ(歌) めでと^メう^ウ(目出度)

(ロ) うと^ウう^ウ(打)

(イ) あが^アの^ノう^ウて^テ(購) の^ノう^ウ(無)

(ロ) し^シの^ノう^ウ(死)

(イ) ほ^ホう^ウて^テ(這)

(ロ) あそ^アぼ^ボう^ウ(遊)

(イ) も^モう^ウて^テ(舞) あも^アう^ウ(甘)

(ロ) あゆ^アも^モう^ウ(歩)

(イ) は^ハよ^ヨう^ウ(早)

(イ) あろ^アう^ウて^テ(洗) くろ^クう^ウ(暗)

(ロ) い^イの^ノろ^ロう^ウ(祈)

(イ) よ^ヨを^ウう^ウ(弱)

第十六条 は^ハに^ニう^ウが^ガ附^ツキ^テを^トト^ト発^ハ音^スス^ルモ^ノハ^ハ之^ヲを^トニ^ニ改^ム但^シ左^ノ二^ツノ^場合^ニシ^テニ^当ル^モノ^ハう^ウヲ^用フ

(イ) 動詞形容詞ノ語尾ノ音便

(ロ) 未来助動詞うノ附キタルモノ

例 す^スを^ウ(周防)

(イ) あじ^アを^ウて^テ(味) こ^コを^ウ(強)

(ロ) あ^アを^ウ(将逢)

第十七条 か^カに^ニほ^ホが^ガ附^ツキ^テこ^トト^ト発^ハ音^スス^ルモ^ノハ^ハ之^ヲこ^トニ^ニ改^ム

改ム

例 あ^アこ^コー^ホ(赤穂)

第十八条 阿列ノ仮名ニをガ附キテ於列ノ長音ニ発音スルモノハ於列ノ仮名ニ一ヲ附ス

例ノ一(あをヲを一ニ改ムルモノ) を^アー^アめ^メわ^ワた^タ(青梅綿)

例ノ二(まをヲも一ニ改ムルモノ) も^アー^アか^カも^モめ^メん^ン(真岡木綿)

木綿

第十九条 以列ノ仮名ニふガ附キテ以列ノ長キ拗音ニ発音スルモノハ以列ノ拗音ニ一ヲ附ス

例ノ一(ぎふヲぎゅ一ニ改ムルモノ) や^ヤぎ^ギゅ^ユ一^フ(柳生)

例ノ二(りふヲりゅ一ニ改ムルモノ) き^キり^リゅ^ユ一^フ(桐生)

第二十条 以列ノ仮名ニうガ附キテ以列ノ長キ拗音ニ発音スルモノハ以列ノ拗音ニ一ヲ附ス但シ形容詞語尾ノ音便ニシテ一ニ当ルモノハうヲ用フ

例ノ一(きうヲきゅ一ニ改ムルモノ) あ^アき^キゅ^ユ一^ド(商人)

例ノ二(しうヲしゅ一ニ改ムルモノ) し^シゅ^ユ一^ト(舅)

例ノ三(ひうヲひゅ一ニ改ムルモノ) ひ^ヒゅ^ユ一^ガ(日向)

例ノ四(りうヲりゅ一ニ改ムルモノ) か^カり^リゅ^ユ一^ド(狩人)

但書 例 を^オー^ホき^キゅ^ユう^ウ(大) ひ^ヒさ^サし^シゅ^ユう^ウ(久)

第二十一条 字列ノ仮名ニふガ附キテ其長音ニ発音スルモノ

ハ字列ノ仮名ニ一ヲ附ス但シ動詞ノ語尾ニシテ一ニ当ルモノハ一ヲ用フ

例ノ一(ずふヲずーニ改ムルモノ) くずー(葛生)

例ノ二(ゆふヲゆーニ改ムルモノ) ゆーだち(夕立)

但書 例ノ一(すう(吸)) ゆう(結)

附則 語源ヨリ云へバ本条但書ニ該当スルモノナルモ今ハ単立

語ト見做サルルモノハ仍ホ本文ノ例ニ依ル

例 ゆーき(結城)

第二十二條 江列ノ仮名ニふガ附キテ以列ノ長キ拗音ニ発音

スルモノハ以列ノ拗音ニ一ヲ附ス但シ動詞ノ語尾ニシテ一ニ当ルモノハ一ヲ用フ

例 きよー(今日)

但書 例 かみちようかみ(神といふ神)

第二十三條 よト発音スルゑハ之ヲよニ改ム

例 よう(酔)

第二十四條 江列ノ仮名ニうガ附キテ以列ノ長キ拗音ニ発音

スルモノハ以列ノ拗音ニ一ヲ附ス但シ未来助動詞うノ附キ

タル場合ニシテ一ニ当ルモノハ一ヲ用フ

例ノ一(てうヲちよーニ改ムルモノ) ちよーず(手水)

例ノ二(めうヲみよーニ改ムルモノ) みよーと(夫婦)

但書 例 ゆきましよー(行)

第二十五条 於列ノ仮名ニふガ附キテ其長音ニ発音スルモノハ於列ノ仮名ニ一ヲ附ス但シ動詞ノ語尾ニシテ一ニ当ルモノハ一ヲ用フ

例ノ一(のふヲのーニ改ムルモノ) きのー(昨日)

例ノ二(もふヲもーニ改ムルモノ) しもーさ(下総)

例ノ三(ろふヲろーニ改ムルモノ) ふくろー(梟)

但書 例 ととのう(整) をもう(思) のろー(詛)

附則 語源ヨリ云へバ本条但書ニ該当スルモノナルモ今ハ単立

語ト見做サルルモノハ仍ホ本文ノ例ニ依ル

例 かげろー(陽炎)

第二十六條 於列ノ仮名ニうガ附キテ其長音ニ発音スルモノハ於列ノ仮名ニ一ヲ附ス但シ動詞形容詞語尾ノ音便ハ此限

ニアラズ

例ノ一(こうヲこーニ改ムルモノ) こーじ(小路)

例ノ二(とうヲとーニ改ムルモノ) とーじ(杜氏)

例ノ三(ぼうヲぼーニ改ムルモノ) いぬぼーざき(犬吠)

例ノ四(もうヲもーニ改ムルモノ) いもーと(妹)

例ノ五(ようヲよーニ改ムルモノ) もー(最早) よーべ(昨夜)

例ノ六(ろうろろーニ改ムルモノ) しろーと(素人)
但書 例 こうて(乞) とうて(問) をもうて(思)

かようて(通) よう(善) そろうて(揃)
をもしろう(面白)

第二十七条 とニをガ附キテとト発音スルモノハ之ヲと

ニ改ム
例 とー(十)

第二十八条 添音ト称スルモノハ一ヲ用ヒテ表記ス

例 ふー(夫婦) ねーさま(姉様) ぴーかぴか(煌々)
ひーらひら(片々) なーに(何) かのー(狩野)

第二十九条 感歎詞及擬声語ノ中ノ長ク引ク音ハ一ヲ用ヒテ

表記ス
例 あー さい 雨がざーざー
笛がぴーぴー 鳥がかーかー 牛がもーもー

第三十条 字音ヲ借りテ国音ヲ表記シタルモノ及素ト字音ナ
リシモ国音ノ例ニヨリテ変化セシモノハ共ニ前諸条ノ例ニ

依ル
例 あわ(阿波) をき(隠岐) こー(国府津)
びわ(琵琶)

第三十一条 文語ノ一段活用二段活用加行変格及佐行変格ノ

動詞ヲ口語ニテ未来ニ用フルトキハ左ノ例ニ依リテ表記ス

例 いやう(射) けよう(蹶) うけよう(受)
をきよう(起) こよう(来) しょう(為)

国語仮名遣改定案ニ依レル文例

其一

タロー ワ ヨイ コドモ デス。ウチ デワ、ヲトーサン
ヤ ヲカーサン ノ イウ コトヲ ヨク キキマス。
ガッコー デワ、センセー ノ ヲシエ ヲ マモッテ、ヨ
ク ベンキョーシマス。ウンドー モ シマス。
タロー ワ キット カシコイ ヒト ニ ナリマシヨウ。

其二

瓜生岩わ福島県の人なり。十七歳のとき会津藩士瓜生氏に嫁
ぎたりしが、よく夫としゅーと、しゅーとめにつかえ、下男、
下女をいたわり、もっぱら家事をばげみたりしかば、家のも
の、みな、むつみあいて、楽しく、くらしたりき。

其三

夫れ女子わ男子に等しく生れて父母に養育せらるゝの約束な
れば其成長に至るまで両親の責任軽からずと知る可し多産又
わ病身の母なれば乳母を雇うも母体衛生の爲めに止むを得ざ
れども成る可くば実母の乳を以て養う可し母体平生の健康大
切なる所以なり小児は牛乳を以て養うべしと云い財産家わ乳
母を雇うこと易しとて母に乳あるも態と之を授けずして恰も

我子の生立をいたちを傍観する者なきにあらず大なる心得違ちがひにして自然の理に背く者と云う可し

備考 文中新定ノ仮名遣ガ旧来ノ仮名遣ニ代ル場合ニハ之ヲ明ニスル為メ字傍ニ直線ヲ直シ置ケリ

(参照) 台湾教科用書 国民読本ノ文例

其一

家 わ、日 あたり が、よくて、風 が とおるよおに、まど が、たくさん あけて ある のが、よい のであります。

そおして、家 の 内 も 外 も、きれいに そおじおおして、おかなければ いけませぬ。

其二

この 生徒 わ べんとお お すましてから、山お おりて、今、下の町 え きました。町 の りょおがわにわ、いろくの物 お うる 店 が、たくさんならんで います。

字音仮名遣(小学校令施行規則第二号表)ニ関スル事項

一 本表ノ新定字音仮名遣中おヲをニ、おーヲをーニ改ム

二 本表ノ新定字音仮名遣中か、が及び、ずノ下ノ附註

「従来慣用ノ例ニ依ルモ妨ナシ」ヲ削除ス

三 本表ニ左ノ二十二項ヲ加フ
従来用ヒ来レル字音仮名遣

新定ノ字音仮名遣

えい けい せい ぜい てい だい ねい へい べい ぺい めい れい ゑい くう ぐう すう つう づう ふう ぶう

えい けい せい ぜい てい だい ねい へい べい ぺい めい れい ゑい くう ぐう すう つう づう ふう ぶう

ふう

ふう

四 本表ハ中等教育ノ学校教授上ニモ実行センコトヲ期ス

参照 小学校令施行規則第二号表 (省略。本表は本集ニ所載)

(参考) 国語仮名遣改定別案

緒言

一 本案ノ改定仮名遣ハ口語文語共ニ適用スルモノトス
二 本案ノ改定仮名遣ハ現行ノ国定小学校教科書大修正ノ場合ニ実行スルモノトス

三 本案ノ改定仮名遣ハ中等教育ノ学校教授上ニモ実行センコトヲ期ス

四 本案ノ改定仮名遣実行ニ伴ヒ五十音図中阿行ノおハをニ改メ和行ノゐハいニ、ゑハえニ改ム

第一条 おハをニ改ム

例 をかけ(御蔭) をき(沖) をし(啞)

をや(親) をのをの(各) をく(置)
をす(押) をもふ(思) をそる(恐)

第二条 わト発音スルハわニ改ム但シ左ノ二ツノ場合ハ此限ニアラズ

(イ) 天爾遠波ノは

(ロ) 動詞ノ活用ヨリ起ルは

例 いわ(岩) いし(石原) うちわ(団扇)

うつわ(器) かわ(河) か(わ)ら(瓦)

かたわ(不具) くわ(桑) なわ(繩)

にわ(庭) あらわす(著) いつわる(伴)

をわす(御坐) くわだつ(企) たわむる(戯)

まわる(廻) やわらぐ(和) うるわし(麗)

かわゆらし(可愛) くわし(委) なげかわし(歎)

にわか(俄) きわめて(極) あわれ(噫)

但書 例 は(天爾遠波) あらは(洗) きらは(嫌)

さそは(誘) ならは(習) ひろは(拾)

まは(舞) やとは(傭) かよはす(通)

くるはす(狂) ただよはす(漂) ならはす(習)

まどはす(惑) よはす(醉) わずらはす(煩)

かはる(変) くわはる(加) そはる(添)

たまはる(賜) つたはる(伝) いはく(曰)

をもはく(思) ねがはく(願) のたまはく(宣)

うたがはし(疑) ふさはし(相応) わずらはし(煩)

附則 語源ヨリ云ヘバ本条但書ニ該当スルモノナルモ今ハ単立

語ト見做サルモノハ仍ホ本文ノ例ニ依ル

例 いわんや(況)

第三条 イト発音スルハハニ改ム但シ動詞ノ活用ヨリ起ル

例 ひハ此限ニアラズ

うぐいす(鶯) かい(貝) こい(鯉)

はい(灰) ひたい(額) しい(椎)

たましい(魂) ひいらぎ(柎) にいなめ(新嘗)

いいだまち(飯田町) ついやす(費) たいらぐ(平)

ちいさし(小) ついに(遂)

ノ但書 例 あらひ(洗) きらひ(嫌) さそひ(誘)

ならひ(習) ひろひ(拾) まひ(舞)

やとひ(傭) こひ(恋) しひ(強)

こひし(恋)

附則 語源ヨリ云ヘバ本条但書ニ該当スルモノナルモ今ハ単立

語ト見做サルルモノハ仍ホ本文ノ例ニ依ル

例 よろい(鎧) かいこ(蚕) あるいわ(或)

たらい(鹽)

第四条 おト発音スルフハをニ改ム

例 あをい(葵) あをぐ(仰) たをす(倒)

あをる(煽)

第五条 うト発音スルフハうニ改ム但シ動詞ノ活用ヨリ起ル

例 ふハ此限ニアラズ

あやうし(危)

ノ但書 例 あらふ(洗) きらふ(嫌) さそふ(誘)

ならふ(習) ひろふ(拾) まふ(舞)

やとふ(傭) こふ(恋) しふ(強)

をとろふ(衰) かふ(換) そふ(添)

たふ(堪) をしふ(教)

第六条 えト発音スルヘハえニ改ム但シ天爾遠波ノヘ及動詞

ノ活用ヨリ起ルヘハ此限ニアラズ

例 いえ(家) うえ(上) ひとえ(一重)

いにしえ(古)

ノ但書 例 へ(天爾遠波) さへ(同上) あらへ(洗)

きらへ(嫌) さそへ(誘) ならへ(習)

ひろへ(拾) まへ(舞) やとへ(傭)

をとろへ(衰) かへ(換) そへ(添)

たへ(堪) をしへ(教)

附則 語源ヨリ云ヘバ本条但書ニ該当スルモノナルモ今ハ単立

語ト見做サルルモノハ仍ホ本文ノ例ニ依ル

例 さえぎる(遮) あえて(敢)

第七条 おト発音スルフハお列ノ下ニアリテ其長音ニ発音ス

ルモノハ一ニ改メ他ハをニ改ム

例 いをり(庵) かを(顔) しを(塩)

をーやけ(公) ほー(頬) ほーずき(酸漿)

ほりのき(朴) こりの(氷)』
 なをす(直) うるをふ(潤)
 とゝる(通) いきどゝる(憤)
 もよゝす(催) をゝす(仰)』
 をゝきし(大) をゝし(多)
 なを(猶) なをざりに(等閑)

第八條 めはいニ改ム

例 いど(井戸) いのしし(猪) いざり(躰)
 くらい(位) はらいせ(報怨) もとい(基)
 くわい(慈姑) まいる(参) いる(居)
 ひきいる(率)

第九條 ゆト発音スルうハゆニ改ム

例 うゆ(植) すゆ(据)

第十條 えト発音スルゑハえニ改ム

例 え(画) こえ(声) つくえ(机)
 つえ(杖) すえ(末) ゆえ(故)
 ともえ(巴) えむ(笑) うえ(植)
 すえ(据)

第十一條 ぢハジニ改ム但シ左ノ三ツノ場合ハ此限ニアラズ

- (イ) 二語連合ノ音便ニ依リテ生ジタルヂ
- (ロ) 同音ノ連呼ニ依リテ生ジタルヂ

(ハ) 動詞ノだ行活用ヨリ起ルヂ

例 すじ(筋) うじ(氏) ふじ(藤)

わらじ(草鞋) くじら(鯨)

ノ但書 (イ) はなぢ(鼻血) もらひぢち(貫乳)

ひぢりめん(緋縮緬) こぢから(小力)

(ロ) ちぢむ(縮) ちぢまる(縮)

(ハ) よぢ(攀) はぢ(恥)

附則 語源ヨリ云ヘバ本条但書ニ該当スルモノナルモ今ハ単立

語ト見做サルルモノハ仍ホ本文ノ例ニ依ル

例 をじ(伯父) こーじ(麴) こーじ(小路)

第十二條 づハズニ改ム但シ左ノ三ツノ場合ハ此限ニアラズ

(イ) 二語連合ノ音便ニ依リテ生ジタルヂ

(ロ) 同音ノ連呼ニ依リテ生ジタルヂ

(ハ) 動詞ノだ行活用ヨリ起ルヂ

例 うず(渦) みず(水) なまず(鯰)
 あずさ(梓) うずむ(埋) さずく(授)
 ゆずる(讓) しずむ(沈) しずかに(静)
 まず(先) めずらし(珍) うずだかし(堆)

ノ但書 (イ) たづな(手綱) みかづき(月)

かなづち(鉄槌) かんづめ(罐詰)』

ゆきづまる(行詰)

こころづよし(心強)

(ロ) つづみ(鼓)

つきづき(月月)

つづら(葛籠)

つづく(続)

(ハ) よづ(攀)

はづ(恥)

いづ(出)

ぬきんづ(抽)

附則 語源ヨリ云へバ本条但書ニ該当スルモノナルモ今ハ単立

語ト見做サルルモノハ仍ホ本文ノ例ニ依ル

例 さかずき(盃)

いづみ(泉)

つまずく(躓)

第十三条 阿列ノ仮名ニフガ附キテ於列ノ長音ニ発音スルモ

ノハ於列ノ仮名ニ一ヲ附ス但シ動詞ノ場合ハ此限ニアラズ

例ノ一(あふヲをーニ改ムルモノ)

をーぎ(扇)

例ノ二(さふヲそーニ改ムルモノ)

をーみ(近江)

例ノ三(たふヲとーニ改ムルモノ)

そーらふ(候)

例ノ四(なふヲのーニ改ムルモノ)

とーとむ(尊)

例ノ五(はふヲほーニ改ムルモノ)

いのー(稻生)

例ノ六(まふヲもーニ改ムルモノ)

ほーる(投)

例ノ七(あふ(逢))

がもー(蒲生)

例ノ八(あふ(逢))

あたふ(与)

例ノ九(うたふ(歌))

あがなふ(購)

例ノ十(はふ(這))

うしなふ(失)

例ノ十一(かばふ(庇護))

まふ(舞)

たまふ(給)

附則 語源ヨリ云へバ本条但書ニ該当スルモノナルモ今ハ単立

語ト見做サルルモノハ仍ホ本文ノ例ニ依ル

例 すもー(角力)

第十四条 阿列ノ仮名ニウガ附キテ於列ノ長音ニ発音スルモ

ノハ於列ノ仮名ニ一ヲ附ス但シ左ノ二ツノ場合ハ此限ニア

ラズ

(イ) 動詞形容詞ノ語尾ノ音便

(ロ) 未来助動詞ウノ附キタルモノ

例ノ一(かうヲこーニ改ムルモノ)

こーがい(笄)

例ノ二(さうヲそーニ改ムルモノ)

こーべ(神戸)

例ノ三(たうヲとーニ改ムルモノ)

こーもり(蝙蝠)

例ノ四(はうヲほーニ改ムルモノ)

こーばし(馨)

例ノ五(まうヲもーニ改ムルモノ)

こー(斯)

例ノ六(さうヲそーニ改ムルモノ)

そー(然)

例ノ七(たうヲとーニ改ムルモノ)

とーげ(峠)

例ノ八(はうヲほーニ改ムルモノ)

ほーき(箒)

例ノ九(あふ(逢))

ほーむる(葬)

例ノ十(うたふ(歌))

もーけ(儲)

例ノ十一(かばふ(庇護))

もーす(申)

例ノ六(やうヲよーニ改ムルモノ) よーか(八日)』

よーやく(漸)

よーよー(漸)

例ノ七(らうヲろーニ改ムルモノ) くらーど(蔵人)

例ノ八(わうヲをーニ改ムルモノ) いをー(硫黄)

但書ノ例 (イ) かうて(飼) あかう(赤)

(ロ) ゆかう(行) きかう(聞)

(イ) ふさうて(相応) あさう(浅)

(ロ) ちらさう(散)

(イ) うたうて(歌) めでたう(目出度)

(ロ) うたう(打)

(イ) あがなうて(購) なう(無)

(ロ) しなう(死)

(イ) はうて(這)

(ロ) あそばう(遊)

(イ) まうて(舞) あまう(甘)

(ロ) あゆまう(歩)

(イ) はやう(早)

(イ) あらうて(洗) くらう(暗)

(ロ) いのらう(祈)

(イ) よわう(弱)

第十五条 はにうガ附キテをート発音スルモノハ之ヲをーニ

改ム但シ左ノ二ツノ場合ハ此限ニアラズ

(イ) 動詞形容詞ノ語尾ノ音便

(ロ) 未来助動詞うノ附キタルモノ

例 すをー(周防)

但書ノ例 (イ) あじはうて(味) こはう(強)

(ロ) あはう(逢)

第十六条 かニほガ附キテこーと発音スルモノハこーニ改ム

例 あこー(赤穂)

第十七条 阿列ノ仮名ニをガ附キテ於列ノ長音ニ発音スルモ

ノハ於列ノ仮名ニーヲ附ス

例ノ一(あをヲをーニ改ムルモノ) をーめわた(青梅綿)

例ノ二(まをヲもーニ改ムルモノ) もーかもめん(真岡木綿)

第十八条 以列ノ仮名ニふガ附キテ以列ノ長キ拗音ニ発音ス

ルモノハ以列ノ拗音ニーヲ附ス

例ノ一(ぎふヲぎゅーニ改ムルモノ) やぎゅー(柳生)

例ノ二(りふヲりゅーニ改ムルモノ) きりゅー(桐生)

第十九条 以列ノ仮名ニうガ附キテ以列ノ長キ拗音ニ発音ス

ルモノハ以列ノ拗音ニーヲ附ス但シ形容詞語尾ノ音便ハ此

限ニアラズ

例ノ一(きうヲきゅーニ改ムルモノ) あきゅーど(商人)

例ノ二(しうヲしゅーニ改ムルモノ) しゅーと(舅)

例ノ三(ひうヲひゅーニ改ムルモノ) ひゅーが(日向)

例ノ四(りうヲりゅーニ改ムルモノ) かりゅーど(狩人)

但書ノ例 『をーきう(大)』 ひさしう(久)

第二十条 字列ノ仮名ニふガ附キテ其長音ニ発音スルモノハ

字列ノ仮名ニーを附ス但シ動詞ノ語尾ハ此限ニアラズ

例ノ一(ずふヲずーニ改ムルモノ) くずー(葛生)

例ノ二(ゆふヲゆーニ改ムルモノ) ゆーだち(夕立)

但書ノ例 『すふ(吸)』 ゆふ(結)

附則 語源ヨリ云へバ本条但書ニ該当スルモノナルモ今ハ単立

例 ゆーぎ(結城)

第二十一条 江列ノ仮名ニふガ附キテ以列ノ長キ拗音ニ発音

スルモノハ以列ノ拗音ニーヲ附ス但シ「といふ」ナル語ノ

約リタルてふハ此限ニアラズ

例 きよー(今日)

第二十二條 よト発音スルゑハ之ヲよニ改ム

第二十三條 江列ノ仮名ニうガ附キテ以列ノ長キ拗音ニ発音

スルモノハ以列ノ拗音ニーヲ附ス但シ未来助動詞うノ附キ

タル場合ハ此限ニアラズ

例ノ一(てうヲちよーニ改ムルモノ) ちよーず(手水)

例ノ二(めうヲみよーニ改ムルモノ) みよーと(夫婦)

但書ノ例 『ゆきませう(行)』

第二十四條 於列ノ仮名ニふガ附キテ其長音ニ発音スルモノ

ハ於列ノ仮名ニーヲ附ス但シ動詞ノ語尾ハ此限ニアラズ

例ノ一(のふヲのーニ改ムルモノ) きのー(昨日)

例ノ二(もふヲもーニ改ムルモノ) しもーさ(下総)

但書ノ例 『ととのふ(整)』 をもふ(思)』 のろふ(詛)

附則 語源ヨリ云へバ本条但書ニ該当スルモノナルモ今ハ単立

語ト見做サルルモノハ仍ホ本文ノ例ニ依ル

例 かげろー(陽炎)

第二十五條 於列ノ仮名ニうガ附キテ其長音ニ発音スルモノ

ハ於列ノ仮名ニーヲ附ス但シ動詞形容詞語尾ノ音便ハ此限

ニアラズ

例ノ一(こうヲこーニ改ムルモノ) こーじ(小路)

例ノ二(とうヲとーニ改ムルモノ) とーじ(杜氏)

例ノ三(ぼうヲぼーニ改ムルモノ) いぬぼー(犬吠)

崎)

例ノ四(もうヲもーニ改ムルモノ)

いもーと(妹)』
もー(最早)

例ノ五(ようヲよーニ改ムルモノ)

よーべ(昨夜)
しろーと(素人)

例ノ六(ろうヲろーニ改ムルモノ)

をもうて(思)』
そろうて(揃)』

かようて(通)』 よう(善)』
をもしろう(面白)

第二十六条 とニをガ附キテとト発音スルモノハ之ヲとー

ニ改ム

例 とー(十)

第二十七条 添音ト称スルモノハーヲ用ヒテ表記ス

例 ふー(夫婦)

ねーさま(姉様)』 ぴーかぴか(煌々)

ひーらひら(片々)』 なーに(何) かのー(狩野)

第二十八条 感歎詞及擬声語ノ中ノ長ク引ク音ハーヲ用ヒテ

表記ス

例 あー

さー

雨がざーざー

笛がぴーぴー』 鳥がかーかー

牛がもーもー

第二十九条 字音ヲ借りテ国音ヲ表記シタルモノ及素ト字音

ナリシモ国音ノ例ニ依リテ変化セシモノハ共ニ前諸条ノ例

ニ依ル

例 あわ(阿波)

をき(隠岐)

こーず(国府津)

びわ(琵琶)

第三十条 文語ノ一段活用二段活用加行変格及佐行変格ノ動

詞ヲ口語ニテ未来ニ用フルトキハ左ノ例ニ依リテ表記ス

例 いやう(射)

けよう(厥)

うけよう(受)

をきよう(起)

こよう(来)

しょう(為)

本案の理由

国語ヲ総テ発音的ニ改ムルコトハ理想トシテハ可ナリト雖モ之ヲ急激ニ実行セントスルトキハ大ニ世間ノ慣用ト衝突シ又甚シク歴史的な文法ヲ破壊スル等種々ノ差支ヲ生ジ却テ目的ヲ達スル能ハザルノ虞アリ故ニ本案ハ実行上ノ便宜等ヲ鑑ミ最モ穩当ナリト認ムル方法ヲ採用シタリ本案ノ精神トシタル要点左ノ如シ

(一) 動詞ノ活用ヨリ起ル仮名遣ハ成ルベク之ヲ改メズ例ヘバ「通フ」ナル波行四段活用自動詞又ハ其レヨリ転ジタル「通ハス」ナル波行四段活用他動詞ノ如キ其「ハヒフヘ」ハ「ワイウエ」ト発音スルニ拘ラズ從來ノ儘ニ据置キタリ是レ此ノ如キ仮名遣ハ比較的容易ナルモノニシテ簡易ナル一定ノ規則ニ依リ之ヲ學習シ得ベク少シク教育アル者ハ之ガ実行ニ慣レテ其困難ヲ訴ヘザルノミナラズ之ヲ「通ウ」「通ワス」ニ改ムルトキハ忽チ普通ノ漢字交リ文ト衝突スベケレバナリ又動詞マフ(舞フ)ヲ「モー」ト改ムルトキハ文法上ノ説

明ニ革新ヲ要スルノミナラズ之ヲ漢字ト仮名トニテ表記スルニハ「舞」トセザルベカラズシテ大ニ世間ノ慣用ト衝突スベケレバナリ

(二) 天爾遠波ハ普通ノ漢字交リ文ニ於テハ之ヲ仮名ニテ表記スルモノニシテ且學習上甚シキ困難ナキヲ以テ是レ亦其仮名遣ヲ從來ノ儘ニ据置キタリ

要スルニ本案仮名遣改定法実行ノ曉普通ノ漢字交リ文ニ對シテハ其衝突極メテ稀ナリ例ヘバ「カハ」(河)ヲ「カワ」ト改メ「カヒ」(貝)ヲ「カイ」ト改メ「ツヒユ」(潰ユ)ヲ「ツイユ」ト改メ「アヤフシ」(危シ)ヲ「アヤウシ」ト改メ「タフス」(倒ス)ヲ「タラス」ト改メ「イヘ」(家)ヲ「イエ」ト改メ「カホ」(顔)ヲ「カラ」ト改ムルノ類多数ナルモ是等ノ「ハ」「ヒ」「フ」「ヘ」「ホ」ハ動詞形容詞ノ語尾又ハ天爾遠波ト異ナリ普通ノ漢字交リ文ニ於ケル漢字中ニ隠レテ外ニ顯ハレザル仮名ナルヲ以テ毫モ漢字交リ文ノ用例ニ牴触セザルナリ而モ本案ハ之ニ依リテ一般ノ人ノ困難トシテ記憶スル者少キ繁雜ナル仮名遣ヲ廢スルヲ以テ將來ノ理想トスル音韻文字採用ノ時代ニ到達スルニ至ルマデ即チ漢字節減仮名奨励ノ過渡時代ニ於テ教育上適切ナル改定法ナリト信ズ若シ夫レ「ナホ」(猶)ヲ「ナヲ」ト改ムルガ為ニ送仮名ノ場合ニ「猶ヲ」ト送ルガ如キハ通常ノ漢字交リ文ノ用例ニ牴触スルヲ免レズト雖モ是等ハ本案ニ於ケル稀有ノ例ナリ

國語仮名遣改定別案ニ依レル文例

其 一

タロー ハ ヨイ コドモ デス。ウチ デハ、ヲトーサン
ヤヲカーサン ノ イフ コト ヲ ヨク キキマス。
ガッコー デハ、センセー ノ ヲシヘ ヲ マモツテ、ヨ
ク ベンキョーシマス。ウンドー モ シマス。
タロー ハ キット カシコイ ヒト ニ ナリマセウ。

其 二

瓜生岩^{うりゆいお}は福島県の人なり。十七歳のとき、会津藩士瓜生氏に嫁ぎたりしが、よく夫としゅーと、しゅーとめとにつかへ、下男、下女をいたわり、もっぱら家事をばげみたりしかば、家もの、みな、むつみあひて、楽しく、くらしたりき。

其 三

夫れ女子は男子に等しく生れて父母に養育せらるゝの約束なれば其成長に至るまで両親の責任軽からずと知る可し多産又は病身の母なれば乳母を雇ふも母体衛生の爲めに止むを得ざれども成る可くば実母の乳を以て養ふ可し母体平生の健康大切なる所以なり小兒は牛乳を以て養ふべしと云ひ財産家は乳母を雇ふこと易しとて母に乳あるも態と之を授けずして恰も我子の生立^{せいたち}を傍觀する者なきにあらざ大なる心得違にして自然の理に背く者と云ふ可し

備考 文中新定ノ仮名遣ガ旧來ノ仮名遣ニ代ル場合ニハ之ヲ明

ニスル為メ字傍ニ直線ヲ附シ置ケリ

〔参考一〕 国語調査委員会ニ於ケル文部次官演

述

今般国語仮名遣改定案及字音仮名遣ニ関スル事項ニ関シ文部大臣ヨリ国語調査委員会へ諮問シタルニ付キ本月三日開会ノ同委員会ニ於テ文部大臣ニ代リ文部次官ノ演述シタル要領左ノ如シ (文部省)

明治三十三年八月小学教育ニ於ケル新定字音仮名遣法制定以來教育者間ニ於テハ国語仮名遣ニモ字音仮名遣ノ如ク学習ニ困難ナルモノ多キノミナラス字音仮名遣ノミ発音的ニシテ国語仮名遣ノミ全然旧來ノ仮名遣ヲ墨守スルコト教育上不便ナレハ国語仮名遣ニ関シテモ何分ノ改正ヲ加ヘタシトハ教育社会一般ノ希望ナルカ如クニシテ是レ誠ニ道理アル希望ナリト信ス是ヲ以テ明治三十六年中国定教科書編纂著手ノ当初国語仮名遣ノ改正ニ関シ前任大臣ヨリ本会ニ諮問シタルニ本会ハ此事タル関係スル所頗ル広ク随テ慎重ノ審議ヲ要スヘキモノナレハ追テ仮名遣全部改定案ヲ具申スルマテハ姑ク従來ノ儘ニ差置カレタシトノ意見ヲ提出セラレタレハ現行ノ国定教科書ハ此意見ニ從ヒ編纂セシメタルモノナリ

然ルニ国定教科書モ追テ修正ヲ加フルノ必要アリ昨年来教科書調査委員会ヲ組織シテ既ニ修正ノ調査ニ著手セシメタリ該修正ニ関シテハ仮名遣ノ問題ノ如キハ最モ先キニ解決ヲ要スヘキモノニシテ同調査委員会ニ於テモ慎重ノ調査ヲ為シタル

上国語仮名遣改定案及字音仮名遣ニ関スル事項ニ関シ報告スル所アリタリ依テ之ヲ取りテ本会ニ諮問シタル次第ナレハ實際ノ須要ニ鑑ミ十分ノ審議ヲ経テ何分ノ答申アラシコトヲ望ム尤モ本問題ハ教育上頗ル重大ナル問題ナレハ本月下旬ニ於テ開会スヘキ高等教育会議ニ向ヒテモ同様ノ諮問ヲ発シ置キタルニ付之ヲ諒知セラレタシ

〔参考二〕 国語仮名遣改定案並字音仮名遣ニ関

スル説明大要（高等教育会議における

主任者の説明）

去月高等教育会議ニ諮問シタル事項中国語仮名遣改定案並字音仮名遣ニ関スル事項ノ二件ニ対シテハ該會議ニ於テ重要ノ問題ナルヲ以テ十分講究ノ必要アリ依テ他日ヲ俟チテ更ニ諮問アラシムコトヲ望ムトノ答申アリタリ就テハ文部省ニ於テハ之ヲ宿題トシ世人ト共ニ之ヲ研究スルノ必要ヲ認ムルヲ以テ該會議席上ニ於テ主任者ノ為シタル説明ノ大要ヲ茲ニ掲載シテ世人ノ参考ニ供ス

去月二十五日
本欄内参看

（文部省）

国語仮名遣改定案ノ説明大要

国語仮名遣改定案ヲ説明スル前ニ勢ヒ字音仮名遣制定ノ旨趣ヲ一言スル必要アリ抑モ仮名遣ニハ字音仮名遣ト国語仮名遣トノ二種アリ字音仮名遣ハ漢字音ノ仮名遣ニシテ国語仮名遣ハ純粹ナル我国語ノ仮名遣ナリ明治三十三年八月ニ省令ヲ以テ定メラレタルハ即チ字音仮名遣ナリシナリ何故ニ字音仮名遣ノ規定ヲ必要トシタルカ元來昔ノ教育法ノ如ク仮名ヲ一トフルヲ方針トシタル時代ニハ仮名遣ノ如キニハ格別ノ問題起ラサリシナリ例ヘハ茲ニ学校ト云フ語アリトセンニ始メヨリ学校ト云フ漢字ヲ教ヘ之ヲ眼ニ触レシムルヲ以テ仮名ニテハ如何様ニ綴ルカヲ穿鑿シテ教フルノ必要ナカリシナリ然ルニ

今日ノ国語教育法ニ於テハ国語ソノ物ヲ教フルヲ眼目トスルト同時ニ漢字ノ如キハ実用上適切ナルモノニ限り務メテ之カ数ヲ節減スルノ方針ニテ即チ多クノ漢字ヲ兒童ノ腦裏ニ注入スルコトヲ避ケ兒童ノ心力ニ応スル様ニ漢字ヲ徐々ニ提出シテ教フルノ方針ナレハ始メハ仮名ヲ以テ總テノ言語ヲ綴リ次に仮名ノ言語ヲ連ネタル文即チ純粹ノ仮名文ヲ出シ夫レヨリ漸次ニ少シツ、漢字ヲ交ヘタル文章ヲ教ヘサルヘカラス故ニ学校ト云フ語ノ如キモ初ハ仮名ニテ教フルナリ是ニ於テ学校ノ校ノ字ノ類ノ音ニ於テ之ヲ如何ニ綴ルヘキカヲ穿鑿スルノ問題起ルナリ

字音仮名遣ニ就テハ古來學者間ニ定マリタル非常ニ精細ナル遣ヒ分ケアリ均シク「コー」ト發音スル仮名ニカウ（校）カフ（甲）コウ（公）コフ（劫）クワウ（皇）ノ區別アリ均シク「ノー」ト發音スル仮名ニナウ（腦）ナフ（納）ノウ（農）ノ區別アリ又均シク「ホー」ト發音スル仮名ニハウ（方）ハフ、ホフ（法）ホウ（奉）ノ區別アリ此ノ如キハ學習ニ困難ニシテ大人ト雖モ専門學者ニアラサルヨリハ記憶スルニ難シトスル所ナリ況ンヤ兒童ヲヤ而シテ万障ヲ排シテ之ヲ學習スルモ殆ト何等ノ効益ナキモノナリ畢竟普通教育ニ於テ字音仮名遣法ノ不用ヲ認メタルニ依リ種々ノ區別ヲ排シ就中長音ニ屬スルモノノ如キハ一ヲ用ヒテ發音ノ儘ヲ写ス所ノ簡便ナル新定字音仮名遣法ナルモノカ規定セラレタルナリ

以上ハ字音仮名遣法発布ノ精神ニシテ同法発布以来小学教育上ニ於テ便利少カラサルコトハ疑ヲ容レサルコト、認ムルナリ唯議論トシテカ文章ノ美觀ヲ損スルトカ平仮名文トノ調和ヲ欠クトカ云フカ如キノ声ヲ聞ケルノミ苟クモ普通教育ニ従事シ居ル人ヨリ古来ノ旧仮名遣ヲ挽回セントスルカ如キ議論ハ出テサリシナリ然ルニ小学教育ノ實際ニ於テ一ノ考慮スヘキ事情ヲ生シタリコレハ字音仮名遣ノミ発音的ニシテ国語仮名遣ノミ歴史的ナルコト即チ仮名遣上統一ヲ欠クコトヨリ起ル不便ハ如何ト云フ問題ヲ生シタルナリ實際児童ニ教フルニ当リテ何レカ字音ニシテ何レカ国語ナルヤ區別シテ會得セシムルコト困難ナルヲ以テ児童ハ自然字音ノ仮名遣ヲ国語ニ応用シ又ハ国語ノ仮名遣ヲ字音ニ用フルカ如キ弊ニ陥レリ例ヘハ孝行ノ孝ハ字音ナルカ故ニ「コー」ト書キ蝙蝠ノ「コー」ハ国語ナルカ故ニ「カウ」ト書キ奉公ノ奉ハ字音ナルカ故ニ「ホー」ト書キ葬ノ「ホー」ハ国語ナルカ故ニ「ハウ」ト書クヘキニ拘ラス児童ハ遠慮ナク国語ニモ一ヲ用フルノ傾ヲ生シタリ加之国語仮名遣ニ特有ナル仮名遣モ少カラスはトわノ如キ其一例ナリくわゐ(烏芋)ノわハ和行ナルニ拘ラスくは(桑)ノはハ波行ナルカ如シ又均シクイト発音スル語ニモイトひとゐトノ三様ノ區別アリかい(櫃)ノいハ阿行、ひたひ(額)ノひハ波行、ゐのしし(猪)ノゐハ和行ノ如シ是等ノ国語仮名遣ヲ学習スルノ困難ハ字音仮名遣ヲ学習スルノ困難ニ讓ラサルナリ

是レ亦一ノ問題ナリ固ヨリ昔ノ教育法ノ如ク初ヨリ漢字ヲ多ク教フル主義ナレハ是等ノ問題ハ等閑ニ附スルモ可ナレトモ今ノ国語教育法ノ主義ヨリシテ国語仮名遣法ノ非常ニ大切ナル問題トナルノ次第ハ字音仮名遣ニ関スルコト、同様ノ次第ナリ之ヲ要スルニ右等ノ事情ヨリ教育社会ニ於テモ字音仮名遣法制定以来何トカ矯正ノ法ノ一日モ早ク立テラレンコトヲ希望シ居ルモノノ如シ固ヨリ国語仮名遣ノ困難ナルコトハ新定字音仮名遣制定以前モ以後モ變ラサルコトナレトモ字音ニ関シテ現ニ簡便ナル仮名遣ノ行ハル、アレハ之ト歩調ヲ一ニスル為特ニ国語仮名遣法改正ノ必要ヲ認メラル、ニ至リタルナリ此問題ニツイテハ当局者ニ於テ常ニ苦心考慮シ居ル所ナルニ国定教科書大修正ノ場合迄ニハ何トカ決定シタシトテ種々攻究ノ結果教科書調査委員会ニ於テ討議ノ上決定シタルモノ即チ本諮問案ナリ而シテ本案ハ大体ニ於テ新定字音仮名遣ノ精神ヲ拡充シ歴史的ノ仮名遣ヲ排シテ発音的ニナサントスルモノナリ唯少々ノ除外例ハ之ヲ存シタリ今本案ニ於ケル三十余条ノ中重ナル事項ニツイテ説明セン

一 お(阿行)ヲを(ワ行)ニ改ムルコト(第一条) ワ行ノをト阿行ノおトハ言語ノ中ト下トニ用フル場合ニハ間違ナケレトモ言語ノ上ニ来ルトキニ誤リ易シ言語ノ上ニ来ル場合ニハ阿行ノお多ク中ト下トニハをノミナリ然レトモ此遣ヒ分ケハ随分古クヨリ乱レ居リテおノ代リニをヲ用ヒタル例多

キノミナラスをハ語ノ上中下ニアルト且天爾遠波ハ総テをナルトニヨリ寧口をニ一定シタルナリ此結果緒言ニモアル通五十音図中阿行ノおハをト改ムルコト、ナル

二 ゐヲイト改ムルコト(第九条) ヲ行ノゐヲ用フヘキ場合ハ名詞ニモ動詞ニモアリ其遣ヒ分ケハ困難ナリ依テ之ヲイニ改ム是ハ字音仮名遣法ニ於テハ既ニ実行シタル所ナリ而シテ本改正ノ結果五十音図中ワ行ノゐハイト改ムルコト、ナル

三 ゑヲえ又ハよニ改ムルコト(第十一条 第二十三条) ゑトえトハ名詞ニモ動詞ニモアリテ其遣ヒ分ケ亦困難ナリ依テえト発音スルゑハえニ改メタリ是レ亦字音仮名遣法ニテハ既ニ一定シタル所ナリ而シテゑヲよト発音スル場合ハよト改メタリ結局ゑヲ存スルノ必要ナケレハ五十音図ノゑハえト改ムルコトトナル

四 ぢトじ、づトず(第十二条 第十三条) 藤ハふぢ富士山ハふじさん、水ハみづ、鼠ハねずみノ如キ仮名遣ハ是レ亦困難ナリ且ぢぢ、づづノ區別ノ存在スル地方ハ九州ノ一部四国ノ一部ニシテ極メテ僅ナレハ此區別ヲ廢シテじずトセリ但シ二語連合ノ音便ニ依リテ生シタルぢづ同音ノ連呼ニ依リテ生シタルぢづ例ヘハひぢりめん、かなづかひノぢづ等ハ從來ノ法ノ儘ニセリ是ハ日本語ノ性質トシテ少クトモ仮名ヲ用フル間ハ二語連合ノ音便ノ場合等ニ於テ元ノ仮名ノ聯

想ヲ重シ元ノ仮名ノ濁リタルモノヲ保存スルコト他ノ仮名ノ二語連合ノ音便ノ場合例ヘハ人々ヒトビトクニグニノ如クスル方穩当ナリトノ説ニ從ヒタルナリ故ニ此場合ハ純粹ニ発音的ノ仮名遣ヲ採用シタリトハ云ハレス全ク除外例カ生シタルナリ

五 わいうえト発音スルはひふへハ夫々発音ノ通ニシタルコト(第二条 第三条 第五条 第七条) 此改正ノ為ニ波行活用ノ動詞カ和行ニ代リ並ニ天爾遠波ノハナトモわニ代ルコトトナルナリ

六 長音ノコト 長音ハ彼新定字音仮名遣ノ規定ニ準シテヲ用ヒテ表記スルヲ原則トセリ長音ニ関シテハハ妙ナラス阿列以列宇列江列於列ノ長音ニ対シテ夫々ニあいうえおヲ用フヘシトスル説ト阿列ノ長音ニ対シテあヲ用ヒ以列江列ノ長音ニ対シテいヲ用ヒ宇列於列ノ長音ニ対シテうヲ用フヘシト云フノ説トアレトモ採ラス一ヲ用フルコト、シタルナリ尤モ動詞ノ語尾ニシテ一ニ当ルモノ並ニ動詞形容詞語尾ノ音便及未來助動詞ウカ種々ノ仮名ニツキタル場合ニ限り一ニ当ルモノハうヲ用フルコト、シタリあとう(与)、うとう(歌)、「こうて(請)、よう(善)」、「ゆこう(行)、きこう(聞)ノ如シ或ハ是等ノ長音ノ場合ニ一ヲ用ヒサレハ學習上矢張困難ナラントノ批評モアランナレトモ是等ノ場合ハ寧口覺エ易キ一定ノ規則ヲ守ラシムルコト、スレハ差シタル困難ナキノミナラス一ヲ用フルトキハ漢字交リ文ニ於テ請、善、

ナト、スヘクシテ調和甚タ面白カラス依テウヲ用ヒタル次
第ナリ

以上ハ改正案文ニツイテノ説明ナリ尚緒言中ニ於テ説明ヲ要
スルコトアリ

一 口語文語共ニ適用スルコト 本案調査ノ際ニモ是ハ口語
ノミニ用フルハ可ナレトモ文語ニハ不可ナリ文語ニハ古来
歴史的ノ仮名遣トシテ存ス今之ヲ改ムルトキハ社会一般ノ
普通文以外ニ更ニ仮名遣ノ違ヒタル一種ノ普通文ヲ新奇ニ
現出スルコト、ナリテ不都合ナリ元来國語上理想トシテハ
普通用トシテハ口語文ヲ用ヒシムルコト、シ今ノ所謂普通
文ハ漸次之ヲ古文トシテ一般ニハ用ヒサルコト、セサルヘ
カラス故ニ之ニハ少シモ手ヲ著クル必要ナシ唯近來發達セ
ントスル口語文ニコソ簡易ナル発音的仮名遣ヲ用フルヲ可
トス而シテ小学校ニ於テハ高等二年位迄ハ新シキ仮名遣ヲ
応用セル口語文ノミヲ以テ進ムヘシト云フ説アリタリ是ハ
理想トシテ一応尤モナル説ナリ然シ實際ニハ不可ナリ抑モ
普通文ハ小学校ニ於テ之ヲ全廢スルハ尚ホ早シ其故ハ社会
ニ於テ法令新聞日用文等ニ関シ普通文尚ホ広ク行ハレ口語
文ノ応用ハ尚極メテ少ケレハナリ果シテ然リトスレハ小学
校ニ於テハ其分量ハ姑ク置キ兎ニ角所謂文語ヲモ教授セサ
ルヘカラス然ルニ文語ト口語ト仮名遣ヲ別ニスルカ如キハ
非常ナル錯雜ヲ起シ教授上困難ヲ來スヘシ且又實際我々ノ

大人カ之ヲ実行セサルヘカラストシテモ極メテ不便ナリ口
語文ニテハ「コレワシヲデアル」トシ普通文ニテハ「コレハ
シホナリ」ト書キ分クルカ如キハ面倒ニアラスヤ口語文ハ
普通文ト全ク別体ノ文字例ヘハ新字又ハ羅馬字ノ如キモノ
ヲ使ヒテ書クナラハ差支ナカランモ普通文ト同一ナル漢字
及ヒ仮名ヲ用フル間ハ困難ナルコトナリ国定尋常小学読本
卷六ニ

文太郎は一月一日の朝早くおきて妹とともに父と母とに
「おとうさん新年おめでたうございませうございませうおあさん新年
おめでたうございませう」といひて新年の祝をのべたり

トアリ右ノ如キ文語口語混淆文ニ於テ仮名遣ヲ異ニスルコ
ト行ハルヘキヤ否ヤ又小学教育ニ用フル韻文ノ如キ之ヲ皆
必ス口語体ニ改ムルコトハ困難ナレハ「今日ノよき日は大
君のうまれたまひし吉き日なり」ノ如キ韻文ヲ早く教フル
場合アルヘシ故ニ散文ハ総テ口語体トシテ新仮名遣ヲ用フ
ルト同時ニ韻文ハ文語体ヲ存シテ旧來ノ仮名遣ヲ用ヒサル
ヲ得サルカ如キハ甚妙ナラス故ニ是等ノ事情ヨリシテ恰モ
字音仮名遣カ口語ニモ文語ニモ適用スルコト、ナリ居ルカ
如ク改定國語仮名遣モ亦口語ニモ文語ニモ共ニ適用スルコ
ト、ナシタルナリ

二 中等教育ノ学校教授上ニモ適用スルコト 是ハ中等教育
ニ於テモ仮名遣ヲ満足ニ教授スルコトハ困難ナルノミナラ

ス仮名遣ノ如キハ両教育別々ニスヘキモノニアラス若シ前
述ノ如ク口語文語共ニ適用スルモノトセハ両教育別々ニス
ルノ益々不可ナルコト殆ト弁ヲ費ス迄モナキコトナリ
次ニ参考トシテ添付シタル国語仮名遣別案ニツキテ一言セン
別案ハモト主務課ニ於テ調査シタルモノニシテ本省ノ教科書
調査委員会ニ提出シタレトモ同会ニ於テ少数意見トナリタル
モノナリ別案ハ旧キ仮名遣ニ違フ所アルト同時ニ悉ク理想通
リノ改正ヲナサス畢竟一箇ノ折衷案ノ如キモノニシテ一見姑
息ノ如クナレトモ其実際ニ於テハ却テ穩当ナル改正法ナリト
調査者ハ之ヲ信シ居レリ本案ニハ別ニ理由書ヲ附シタレハ其
精神ハ該理由書中ニ明カナリ本案ニ從ヘハ世間通用ノ漢字交
リ文トハ衝突極メテ希ナリ乃チ本案ニ参照トシテ出シタル最
後ノ漢字交リ文ヲ見ラルヘシ殆ト何等ノ衝突ナシ衝突スル所
唯振仮名ノ或部分ニ止マレリ元來動詞等ノ活用ヨリ起ル仮名
遣ト天爾遠波トニ変化ヲ及ホサ、ルコトハ本案ノ精神ナリ而
シテ動詞等ノ活用ヨリ起ル仮名遣並ニ天爾遠波ハ漢字交リ文
ニ於テ仮名ヲ以テ表記セラレタル部分ニ当ルヲ以テ之ニ変化
ヲ及ホスコトハ忽チ世間ノ慣用ニ反クコト、ナルナリ加之是
等ノ部分ノ仮名遣ハ活用セサル語ノ仮名遣等ト異ナリ簡易ナ
ル一定ノ規則ニ依リテ學習シ得ヘケレハ學習上比較的容易ナ
リ現ニ一般ノ人モ少シク教育アル者ハ此ノ如キ仮名遣ヲ誤ル
コトナシ故ニ是等ノ仮名遣ハ姑ク之ヲ保存シ極メテ困難ナル

仮名遣、専門学者ヲ除クノ外一般ノ人ノ記憶シ居ラサル仮名
遣、即チ今日我民族ノ慣用ヨリ見テ最モ不自然トモ謂フヘキ
仮名遣ヲ廢スルコトハ事宜ニ合シタル改定法ナランカ若シ漢
字全廢ヲ理想トセンカ漢字節減ヲ過渡ノ時代ノ一現象トスヘ
キカ如ク仮名遣全廢ヲ理想トセンカ仮名遣節減ヲ過渡ノ時代
ノ一現象トスルモ差支ナカラン歟以上ハ別案調査者ノ意見ノ
大要ナリ諮問案ノ審議上参考ノ価値アルヘシ
終リニ臨ミテ参考ノ為ニ配布シタル仮名遣成績表ニ付一言セ
ン是ハ其凡例ニ記セル通吉岡図書審査官カ熊本宮崎ノ二県ニ
出張ノ際小学校中学校高等女学校ニ於ケル仮名遣學習ノ程度
ヲ試験シ其結果ヲ統計シテ一覽表ニ製シタルモノナリ此表ヲ
見レハ如何ニ国語仮名遣ニ於テ學習ノ困難ナルモノアルヲ知
ルヲ得ン即チ甚シキハハヲワト読ム場合多キカ為ニ某々ノ尋
常小学校ニ於テ「笑フ」ヲ「はらふ」ト書セルモノアリ是ハ歩合
ニシテ三十二乃至四十三パーセントノ多キニ達セリ又某高等
小学校ノ二年ニ於テ尚同様ノ誤ヲナセルモノ二十一パーセン
トアリ又字音ト国語トヲ區別スルコトノ難クシテ如何ニ字音
ノ仮名遣ヲ国語ニ及ホセルカヲ知ルヘシ即チ某尋常小学校ニ
於テ「咲かう」ヲ咲コトト書ケルモノアリ「いふ」ヲゆト書ケ
ルモノアリ某高等小学校ニ於テ「逃げよう」ヲ「逃ゲョー」ト書
クモノアリ又之ト反対ニ国語ノ仮名遣ヲ字音ニ及ホシ某高等
小学校ニ於テ運動ヲウンドト書カスシテウンドウト書ケル

モノモアリ又国語仮名遣ニ於テえヲヘト書クヘキ場合多キカ
為ニ某尋常小学校ニ於テ字音ノえヲヘト書クモノアリ即チ公
園ヲこーへんと書クモノモアリ中学校高等女学校ニテモ殆ト
同様ニシテ国語仮名遣ノ学習ニ困難シ居ルハ此成績表ヲ觀レ
ハ一日瞭然タリ殊ニ旧来ノ字音仮名遣ノ如キハ中等教育ニ於
テモ絶対的ニ困難ノモノタルハ此成績表ノ明示スル所ナリ而
シテ是等ノ状態ハ熊本宮崎二県ノ教育カ他ヨリ劣等ナルカ為
ニハ非ス全国諸県ノ数万ノ小学校又ハ中学校等ノ状態モ熊本
宮崎両県ニ於ケルト大同小異ナラント信ス抑モ中等教育ニ於
テハ漢字ヲ多ク学習スルモノナレハ仮名遣ノ如何ハ比較的ニ
重要ナル問題トナスニ足ラサレトモ漢字ヲ多ク教フルコト能
ハサル小学教育ニ於テ此成績表ニ於ケルカ如キ結果ヲ示セル
ハ坐視スルニ忍ヒサル所ナリ世間或ハ仮名遣ノ問題ハ単ニ教
科書編纂ノ便宜ノ為ニ起レルカト思考スルモノアラシモ決シ
テ然ラス編纂ヲナスニハ旧仮名遣ニ依ルコトハ却テ易々タル
ノミ唯現在ノ教育ノ實際ニ於テ一日モ速ニ之ヲ改正スル必要
ヨリ随テ如何ニ改正スヘキカノ問題ヲ生シタル次第ナレハ篤
ト之ヲ諒セラレテ審議セラレタキモノナリ

字音ニ関スル事項ノ説明大要

国語仮名遣ノ改定ニ伴ヒテ改正ヲ要スル所アルト現行字音仮
名遣法ニ不備ノ点アレハ之カ補正ヲ必要トスルコト、ハ本案
ノ精神ナリ今逐次説明スヘシ

一 おヲをニ改メおーヲをーニ改メタルハ国語仮名遣改定ニ

伴ヒタルナリ

二 か、が及び、ずノ下ノ附註ヲ削除スルモ亦然リ但シク
わ、ぐわハ字音ニノミアリテ国語ニハ無キ発音ナルモく
わ、ぐわト発音スル地方ハ全国ニ於テ比較的ニ少シ故ニ寧
ロか、がニ一定セントスルナリ

三 二十二項ヲ加ヘタル中えい以下ゑい迄ハ全国ニ於ケル発
音ノ傾向一般ニ鑑ミ又東京語ニ標準ヲ取り茲ニ長音ト認メ
テーヲ用フルコト、シタルナリ

四 二十二項中くう以下ノ八項ハ字列ノ長音ニ属スルモノニ
シテ新定字音仮名遣法中ノ不備ヲ補ヒタルニ過キス字列ノ
長音ニ関シテハ也行ノゆーノミカ規定セラレテ其他ノ行ニ
就テハ何等ノ規定ナシ今此欠漏ヲ補ヒ他ノ行ニ関シテモ也
行ト同様ニ定メタルナリ

五 中等教育ノ学校教授上ニ実行セントスルハ中等教育ニ於
テモ字音仮名遣ノ如キモノヲ教授スルノ必要ナキノミナラ
ス此ノ如キ法則ハ国語仮名遣ト同シク小学教育ニ於ケルト
異ニスヘキモノニアラスト認メタレハナリ加之世間ノ文学
ニ筆ヲ染ムル者ハ中等教育ヲ受ケタル者カ多カルヘキ筈ナ
ルニ一方ニ此ノ如キ人カ旧来ノ仮名遣ヲ使用シ他方ニ大多
数ノ国民即チ小学教育ヲ受ケタル者ハ一ヲ習ヒ乍ラ一般ノ
文学ヲ讀ムトキニハ自己ノ習得シタル所ト異ナル書方ニ接
セサルヘカラサルハ不都合ニアラスヤ此關係ハ国語仮名遣
ノ場合ニ於テモ固ヨリ然リトスル所ナリ

四 明治三十八年十一月 国語調査委員会 仮名遣諮問ニ対スル答申

本年二月二十七日附已発函六三号ヲ以テ本会ニ御諮問相成候
 国語仮名遣改定案及字音仮名遣ニ関スル事項ニ対シ本会ニ於
 テ爾後二十一回委員会ヲ開キ別紙諮問案中朱書ノ通り修正致
 候尚ホ国語及字音仮名遣統一上ノ必要有之新旧仮名遣対照表
 第一号乙字音ノ部ノ如ク明治三十三年八月文部省令第十四号
 小学校令施行規則第二号表ヲモ修正増補致候茲ニ議事及整理
 上ノ主要ナル事項及新旧仮名遣対照表一冊国語仮名遣改定案
 字音仮名遣ニ関スル事項ノ修正案一冊相添此段及報告候也

追テ本案仮名遣御実行ノ際ニハ簡易ナル口語文法(本会ニテ目下
 調査中)及新旧仮名遣対照語彙(文部省図書課ニテ目下調査中)ヲ
 前以テ若クハ同時ニ御発表相成候様希望致候

明治三十八年十一月二十一日

国語調査委員会委員長 加藤 弘之
 文学博士法学博士男爵

文部大臣 久保田 譲 殿

国語及字音仮名遣改定案ニ関スル議事及整理上主要ナル事項
 第一

長音拗音及促音ノ表記ニ関スル規定

一、国語及字音ノ長音ニハ「あ、い、う」ヲ用キルヲ正則ト

シ、「ー」ヲ代用スルコトヲ許容ス、但シ外国語ニハ「ー」ヲ
 用キルヲ正則トシ、「あ、い、う」ヲ代用スルコトヲ許容ス
 二、国語及字音ノ拗音ニハ「や、ゆ、よ」ヲ用キルヲ正則ト
 シ、特ニ區別ヲ要スル場合ニハ「や、ゆ、よ」ヲ右側下ニ細
 書シ、若クハ便宜符牒ヲ施スコトヲ許容ス
 但シ外国語ニハ「や、ゆ、よ」ヲ右側下ニ細書スルヲ正則トス
 三、国語及字音ノ促音ニハ「っ」ヲ用キルヲ正則トシ、特ニ区
 別ヲ要スル場合ニハ「っ」ヲ右側下ニ細書シ、若クハ便宜符
 牒ヲ施スコトヲ許容ス
 但シ外国語ニハ「っ」ヲ右側下ニ細書スルヲ正則トス

国語及字音仮名遣改定案ニ関スル議事及整理上必要ナル事項
 第二

字音表記ニ関スル規定

改定仮名遣案ハ第二号表ニ於ケルガ如ク国語ト字音トヲ全ク
 一様ナラシムルコトトシタレドモ、字音ノ表記法ニハ更ニ左
 ノ如キ特別ノ規定ヲ設ク
 第一条 連濁又ハ呉音ニテ濁ル字音ノ「ぢ」「づ」ハ左ノ文字ニ
 限り「じ」「ず」ニ改メズ

(い) 連濁ニテ濁ル「智」「茶」「中」「通」ノ四字

智 例 さるぢえ(猿智恵) わるぢえ(悪智恵)

茶 例 はぢ。やや(葉茶屋)

ちやのみぢ。やわん(茶飲茶碗)

中 例 れんぢう(連中) くにぢう(国中)

通 例 ゆうづう(融通) じんづうりき(神通力)

(ろ) 呉音ニテ濁レル「地」「治」ノ二字

地 例 ぢぬし(地主) きぬぢ。 (絹地)

治 例 りようぢ。(療治) めいぢ。(明治)

第二条 二語連合ノ音便ニ依リテ生ジタル転音ハ転音ノマ、

ニ表記ス

旧仮名遣

新仮名遣

銀杏 ぎんあん
延引 えんいん
天王 てんわう
探幽 たんゆう
三位 さんみ
陰陽師 おんやうし
雪隠 せついん
闕腋 けつえき
法被 はふひ
十方 じふはふ

ぎんなん
えんにん
てんのう
たんにう
さんみ
おんみようし
せつちん
けつてき
はつび
じつぽう

一 辺 いちへん

七 宝 しつほう

北 方 ほくほう

六 本 ろくほん

甲 冑 かふちう

法 度 はふと

雑 貨 ざふくわ

立 派 りふは

沢 庵 たくあん

りつぽ

たくわん

左ノ如ク、入声ノ字音ノ「キ」「ク」「ガ」、「カ」行ニテ始マル字音ニ附キテ促音ニ転ズルコトアレドモ、原音ノマ、ニ表記スルヲ正則トシ、転音ノ形ニ表記スルヲ許容ス

旧仮名遣

発音

新仮名遣

学 校 がくかう がつこう がくこう
脚 気 かくけ かつけ かくけ
撃 剣 げきけん げつけん げきけん

新旧仮名遣对照表

凡例

一 本表ハ国語及字音ノ長短熟音ニ就キテ新定仮名遣ト旧仮名遣トヲ对照シタルモノニシテ第一号表ハ国語ト字音トニ

區別シテ、旧仮名遣ヲ秩序的ニ配列シタルモノ、第二号表ハ斯克ノ如キ區別及秩序ニ拘ラズ、単ニ新定仮名遣ガ旧仮名遣ノ幾何ヲ包含セルカヲ示セルモノナリ

二 本表ハ主トシテ新ニ規定シタル口語仮名遣法ヲ取りテ編製シタルモノナレドモ、此仮名遣法ヲ古語、文語、方言等ノ上ニ準用シタル場合ヲモ挙ゲタリ

三 普通其用例ヲ見ザルモ旧仮名遣法ニ於テアリ得ベキ場合ハ便宜ニヨリ本表ニ挙ゲタリ、但シ旧仮名遣ノ用例ニシテ本表ニ挙ゲザルモノアルトキハ其発音ニヨリテ新定仮名遣ヲ類推スベキモノトス

四 連声ニヨリテ転ジタル発音ノ表記法ハ本表ニ挙ゲザレドモ其発音ニヨリテ新定仮名遣ヲ類推スベキモノトス

五 発音ヲ教授シ又ハ方言ヲ表記スル等ノ場合ニ於テハ純粹ナル発音的仮名遣ニ依ルヲ便トス

備考

今回ノ仮名遣改定案ハ大体ニ於テ発音ト仮名遣トヲ一致セシムルヲ以テ旨トシタレドモ、姑ク在来ノ習慣ニ従ヒ、又文法説明上ノ便宜ニ由リタル所モアレバ、仮名遣ノ発音ニ一致セザル点少シトセズ
一、長音ノ表記法ニ「ー」ヲ用キズ、「あ、い、う」ヲ用キル場合ニ於テ長音符ノ「あ、い、う」ト一音ノ「あ、い、う」トヲ區別セザルコト

二、拗音ノ表記法ニ「や、ゆ、よ」ヲ用キル場合ニ於テ拗音符ノ「や、ゆ、よ」ト一音ノ「や、ゆ、よ」トヲ區別セザルコト

三、促音ノ表記法ニ「っ」ヲ用キル場合ニ於テ促音符ノ「っ」ト一音ノ「っ」トヲ區別セザルコト

四、「ゆー、きゅー、しゅー」等ノ表記法ニ「いう」「きう」「しう」等ヲ以テシタルコト

五、弓爾遠波ノ「は、へ、を」ニ許容若クハ例外ヲ設ケタルコト

六、二語連合及二音連呼ノ場合ニ「ぢ、づ」ヲ保存シタルコト

新旧仮名遣対照表 第一号 甲、国語ノ部

一 短音

旧 仮 名 遣	發 音	新 仮 名 遣
は <small>(弓爾波ノはヲ許容ス)</small>	わ	わ
ひ	い	い
ふ	う	う
へ <small>(弓爾波ノへヲ許容ス)</small>	え	え
ほ	お	お
ふ	ゆ	ゆ
ふ	よ	よ

を(弓爾波ノをヲ除ク)

新 仮 名 遣

旧仮名遣

発音

新仮名遣

^ぢ_{二語連合及同音連呼ノ場合ヲ除ク} づ

じ

ず

二長音

旧仮名遣

発音

新仮名遣

あ あ か が さ ざ た だ な は ば ぽ ま や ら わ

あー かー がー さー ざー たー だー なー はー ばー ぽー まー やー らー わー

ああ かあ があ さあ ざあ たあ だあ なあ はあ ばあ ぽあ まあ やあ らあ わあ

旧仮名遣

発音

新仮名遣

あ い い ひ

あー いー

あい

旧仮名遣

発音

新仮名遣

きい きい しい じい ちい ひい びい ぴい りい けい けい けい けい

きい きい しひ じひ ちひ ひひ びひ ぴひ けひ けひ けひ

きー きー しー じー ちー ひー びー ぴー けー けー けー

きい きい しい じい ちい ひい びい ぴい りい けい けい けい けい

(旧仮名遣)

れい めい ぺい べい へい ねい でい てい ぜい せい げい けい ゑい
 るう ゆう むう ふう ふう

旧

仮

名

遣

発音

れい めい
 ひ ひ

れい
 へ

てい
 へ

発音

新仮名遣

(新仮名遣)

れい めい ぺい べい へい ねい でい てい ぜい せい げい けい へい

れい めい ぺい べい へい ねい でい てい ぜい せい げい けい へい

新仮名遣

旧
 仮
 名
 遣
 ちじう しう きう きう いう
 ちう しう きう きう いう
 きふ きふ いふ
 まを さを かを あを
 ゑう
 ゑふ
 じゅ しゅ きゅ きゅ ゆー
 じゅ しゅ きゅ きゅ ゆー

新
 仮
 名
 遣

じう しう きう きう いう
 じう しう きう きう いう

らう	やう	まう	ぼう	ぼう	ほう	なう	だう	たう	ざう	さう	がう	かう	はう	わう	あう			
らふ	やふ	まふ	ぼう	ぼう	ほう	なふ	だふ	たふ	さふ	がふ	かふ	はふ	はふ	あふ	あふ			
											かほ							
											さを	かを	あを					
ゑう																		
ゑふ																		
ろう	よう	もう	ぼう	ぼう	ほう	のう	どう	とう	ぞう	さう	ごう	こう	をう	おう				
らう	よう	もう	ぼう	ぼう	ほう	のう	どう	とう	ぞう	さう	ごう	こう	をう	おう				
											ほお	とお	そお	をお				
ろふ	よふ	もふ	ぼふ	ぼふ	ほう	のふ	どふ	とふ	ぞふ	さふ	ごふ	こふ	をふ	おふ	おふ			
											よほ	ぼほ	ほほ	どほ	とほ	そほ	ごほ	こほ
											とを			をを				
ろー	よー	もー	ぼー	ぼー	ほう	のー	どー	とー	ぞー	さー	ごー	こー	おー					
らう	よう	もう	ぼう	ぼう	ほう	のう	どう	とう	ぞう	さう	ごう	こう	おう					

旧
 仮
 名
 遣

新
 仮
 名
 遣

発
 音

新
 仮
 名
 遣

旧仮名遣	一短音	新旧字音仮名遣对照表 第一号 乙、字音ノ部	発音	新仮名遣
あ		れう	りょー	りよう
		れふ		
い		めう	みょー	みよう
		ぺう	ぴょー	ぴよう
		べう	びょー	びよう
		へう	ひょー	ひよう
		ねう	にょー	によう
		てう	ちょー	ちよう
		でう	じょー	じよう
		ぜう		
		せう	しょー	しよう
		げう	ぎょー	ぎよう
		けう	きょー	きよう
		りう	りゅー	りう
		みう	みゅー	みう
		ぴう	ぴゅー	ぴう
		びう	びゅー	びう
		ひう	ひゅー	ひう
		にう	にゅー	にう
		ちう	ちゅー	ちう

旧仮名遣	二長音	発音	新仮名遣
ふう		ふー	ふう
*づう		ずー	づう
つう		つー	つう
*ずう		ずー	ずう
すう		すー	すう
ぐう		ぐー	ぐう
くう		くー	くう

備考	ず	じ	げ	け	が	か	わ	お	え
づ	じ	げ	け	が	か	わ	お	え	
***ぢ									
ぐゑ									
くゑ									
ぐわ									
くわ									
**は									
を									
ゑ									

** はヲわト書クハ「琵琶」、「枇杷」ノ「琶」、「杷」等ナリ
 *** 連濁ニテ濁ル「智」、「茶」、「中」ノ三字、呉音ニテ濁ル
 「地」「治」ノ二字ハ「ぢ」「ぢ」ト書ク

(旧仮名遣) 発音 新仮名遣

旧仮名遣 発音 新仮名遣

れい	めい	*ペい	べい	へい	ねい	でい	てい	ぜい	せい	げい	けい	えい
れい	めい	ぺい	べい	へい	ねい	でい	てい	ぜい	せい	げい	けい	えい

かう	*はう	わう	あう	あふ	おう	おふ
くわう						
かふ		をう				
こう						
こふ						

旧仮名遣 発音 新仮名遣

らう	やう	まう	*ぼう	ぼう	ほう	なう	だう	たう	ざう	さう	がう
らふ			*ぼふ	ぼふ	ほふ	なふ	だふ	たふ	ざふ	さふ	がふ
ろう	よう	もう	*ぼう	ぼう	ほう	のう	どう	とう	ぞう	そう	ごう
					ほふ						ごふ

旧仮名遣 発音 新仮名遣

りう	びう	にう	ちう	ぢう	じう	しう	ぎう	きう
りふ		にふ	ちふ	ぢふ	じふ	しふ	*ぎふ	きふ
りゆ	びゆ	にゆ	ちゆ	じゆ	じゆ	しゆ	ぎゆ	きゆ

旧仮名遣 発音 新仮名遣

旧 仮 名 遣
新 仮 名 遣

きやう	ぎやう	じやう	ぢやう	ちやう	にやう	ひやう	びやう	*びやう	みやう	りやう
きよう	ぎよう	じよう	ぢよう	ちよう	によう	ひよう	びよう	*びよう	みよう	りよう
けう	げう	せう	ぜう	てう	ねう	へう	べう	*べう	めう	れう
けふ	げふ	せふ	ぜふ	てふ	ねふ				れふ	
きよー	ぎよー	じよー	ぢよー	ちよー	によー	ひよー	びよー	びよー	みよー	りよー
きよう	ぎよう	じよう	じよう	ちよう	によう	ひよう	びよう	びよう	みよう	りよう

備考

* 連声ノ場合ニ限ル。但シづうト書クハ「融通」「神通」ノ「通」ノ場合ノ如シ

「通」ノ場合ノ如シ

** はうヲおうト書クハ「蘇枋」ノ「枋」ノ場合ノ如シ

新旧仮名遣対照表 第二号

一 短 音

新 仮 名 遣	発 音	旧 仮 名 遣
わ	わ	は
い	い	ひ、ゑ

二 長 音

新 仮 名 遣	発 音	旧 仮 名 遣
あ	あー	あゝ
か	かー	かゝ
が	がー	がゝ
さ	さー	さゝ
ざ	ざー	ざゝ
た	たー	たゝ
だ	だー	だゝ
な	なー	なゝ
え	えー	ゑゝ
お	おー	おゝ
ゆ	ゆー	ゆゝ
よ	よー	よゝ
か	かー	かゝ
が	がー	がゝ
け	けー	けゝ
げ	げー	げゝ
じ	じー	ぢゝ
ぢ	ぢー	ぢゝ
ず	ずー	づゝ

(新仮名遣)

発音

旧仮名遣

く	う	り	み	ぴ	び	ひ	に	ち	じ	し	ぎ	き	い	わ	ら	や	ま	ば	は
く	う	り	み	ぴ	び	ひ	に	ち	じ	し	ぎ	き	い	わ	ら	や	ま	ば	は
くう、 くふ	うう	りい	みい	ぴい	びい	ひい、 ひひ	にい、 にひ	ちい、 ちひ、 ちる	じい、 ぢい	しい、 しひ	ぎい	きい、 きる	いい、 いひ、 あい	わあ	らあ	やあ	まあ	ばあ	はあ

ぐ	す	ず	つ	ぬ	ふ	ぶ	ぶ	む	ゆ	る	え	け	げ	せ	ぜ	て	で	ね	へ	べ	ぺ
ぐ	す	ず	つ	ぬ	ふ	ぶ	ぶ	む	ゆ	る	え	け	げ	せ	ぜ	て	で	ね	へ	べ	ぺ
ぐう、 ぐふ	すう、 すふ	ずう、 ずふ、 づう	つう	ぬう、 ぬふ	ふう	ぶう、 ぶふ	ぶう	むう、 むふ	ゆう、 ゆふ、 いう、 いふ	るう、 るふ	えい、 ええ、 えひ、 えい	けい	げい	せい、 せえ	ぜい	てい、 てへ	でい	ねい	へい	べい	ぺい

よう	もう	ほう	ほう	ほう	のう	どう	とう	ぞう	そう	ごう	こう	おう	れい	めい		
よー	もー	ほー	ほー	ほー	のー	どー	とー	ぞー	そー	ごー	こー	おー	れー	めー		
やう、 やふ、 えう、 えふ、 ゑう	まう、 まふ、 まを、 もう、 もふ	ほう、 ぼふ、 ほう、 ほふ	ほう、 ぼふ、 ほう、 ほふ、 ほほ	ほう、 ぼふ、 ほう、 ほふ、 ほほ	ほう、 ほふ、 ほう、 ほお、 ほふ	なう、 なふ、 のう、 のふ、 のほ	だう、 だふ、 どう、 どふ、 どほ	とほ、 とを	たう、 たふ、 とう、 とお、 とふ	ざう、 ぞう、 ぞふ、 ぞほ	さう、 さふ、 さを、 そう、 そお、 ぐわう	がう、 がふ、 ごう、 ごふ、 ごほ	かう、 かふ、 かほ、 かを、 こう、 をを、 ほう、 はふ	あう、 あふ、 あを、 おう、 おふ、 おほ、 わう、 をう、 をお、 をふ	れい、 れひ、 れへ	めい、 めひ

によう	ちよう		じよう	しよう	ぎよう	きよう	りう	みう	ぴう	びう	ひう	にう	ちう	じう	しう	ぎう	きう	いう	ろう	
にょー	ちょー		じょー	しょー	ぎょー	きょー	りゅー	みゅー	ぴゅー	びゅー	ひゅー	にゅー	ちゅー	じゅー	しゅー	ぎゅー	きゅー	いー	ろー	
にやう、 によう、 ねう、 ねふ	ちやう、 ちよう、 てう、 てふ		じやう、 じよう、 ぜう、 ぢやう、 ぢよう、 でう、 でふ	しやう、 しよう、 せう、 せふ	ぎやう、 ぎよう、 げう、 げふ	きやう、 きよう、 けう、 けふ	りう、 りふ	みう	ぴう	びう	ひう、 ひふ	にう、 にふ	ちう、 ちふ	じう、 じふ、 ぢう、 ぢふ	しう、 しふ	ぎう、 ぎふ	きう、 きふ	いう、 いふ	らう、 らふ、 ろう、 ろふ	ゑふ、 よう、 よふ、 よほ

(新仮名遣 発音 旧仮名遣)

ひよう	ひょー	ひやう、ひよう、へう
びよう	びょー	びやう、びよう、べう
ぴよう	ぴょー	ぴやう、ぴよう、ぺう
みよう	みょー	みやう、めう
りよう	りょー	りやう、りよう、れう、れふ

国語仮名遣改定案ノ修正案

国語仮名遣改定案緒言

- 一 本案ノ改定仮名遣ハ口語ニノミ適用スルモノトス
小学校ニ於ケル文語教授ニ関シテハ左ノ方針ニ依ル
- (一) 文語ハ尋常小学校第三年ノ後半期ヨリ読本ニ出シテ
読ミ習ハシム
- (二) 文語体ノ文章ヲ書カシムルコトハ高等小学校第一年
ヨリ之ヲ課ス
- 二 本案ノ改定仮名遣ハ現行ノ国定小学校教科書大修正ノ場
合ニ実行スルモノトス
- 三 本案ノ改定仮名遣ハ中等教育ノ学校教授上ニモ実行セン
コトヲ期ス

国語仮名遣改定案ノ修正案

第一条 をハおニ改ム但シ互爾乎波ノヲ除ク

例 おけ(桶)	おか(岡)	うお(魚)
おどる(踊)	おしえる(教)	しおれる(萎)
おかしい(可笑)	おしい(惜)	あおい(青)

第二条 わト発音スルハハわニ改ム但シ互爾乎波ノハヲ許容ス

例 かわ(瓦)	かわ(河)	にわ(庭)
あらわす(著)	まわる(廻)	こわれる(毀)
あらわぬ(不洗)	きらわぬ(不嫌)	さそわぬ(不誘)

かわいらしい(可愛) くわしい(委) けわしい(険阻)

にわか(俄) すなわち(則) *わ(互爾乎波)

第三条 いト発音スルハいニ改ム

例 うぐいす(鶯)	たい(鯛)	はい(灰)
ついやす(費)	たいらげる(平)	ならいます(習)
わらいます(笑)	まいます(舞)	ちいさい(小)
こいしい(恋)	ついに(遂)	

第四条 おト発音スルハおニ改ム

例 あおい(葵)	あおり(泥障)	あおる(煽)
あおぐ(仰)	たおす(倒)	

第五条 うト発音スルふハうニ改ム

例 あらうラ(洗) まうウ(舞) やとうウ(備)』

あやうウ(危)

第六条 えト発音スルへハえニ改ム但シ互爾乎波ノヘヲ許容

ス

例 かえるト(蛙) いえト(家) まえト(前)』

かえるト(帰) さえずるヅ(囀)』

さそえト(誘) ひろえト(拾) おとろえト(衰)』

*えト(互爾乎波) さえト(互爾乎波)

第七条 おト発音スルほハおニ改ム(第二十一条参照)

例 いきおいト(勢) かおト(顔) しおト(塩)』

なおすト(直) におうト(匂) うるおうト(潤)』

なおト(猶) なおざりにト(等閑)

第八条 ゐハいニ改ム

例 いどト(井戸) いのししト(猪) くわいト(慈姑)』

まいるト(参) いるト(居)

第九条 ゑハえニ改ム 但シゑふ(酔)ハようニ改ム

例 こえト(声) つえト(杖) すえト(末)』

うえるト(植) すえるト(据)

第十条 ぢハじニ改ム但シ左ノ二ツノ場合ハ此限ニアラズ

(イ) 二語連合ノ音便ニ依リテ生ジタルぢ

(ロ) 同音ノ連呼ニ(依リテ)生ジタルぢ

例 くじらヂ(鯨) ふじヂ(藤) わらじヂ(草鞋)』

ねじるヂ(捻) はじるヂ(恥) よじるヂ(攀)

但書 例 (イ) はなぢヂ(鼻血) もらいぢヂ(貫乳)

ひぢりめんヂ(緋縮緬) ちりぢりにヂ(散々)

ちかぢかにヂ(近々)

(ロ) ちぢむヂ(縮) ちぢまるヂ(縮)

附則 語源ヨリ云へバ本条但書ニ該当スルモノナルモ今ハ単立

語と見做サルルモノハ仍ホ本文ノ例ニ依ル

例 おじヂ(伯父) こうじヂ(麴) こうじヂ(小路)

第十一条 づハずニ改ム但シ左ノ二ツノ場合ハ此限ニアラズ

(イ) 二語連合ノ音便ニ依リテ生ジタルづ

(ロ) 同音ノ連呼ニ依リテ生ジタルづ

例 うずらヅ(鶉) うずヅ(渦) みずヅ(水)』

ゆずるヅ(讓) うずめるヅ(埋) さずけるヅ(授)』

めずらしいヅ(珍) はずかしいヅ(恥) しずかにヅ(静)

まずヅ(先)

但書 例 (イ) たづなヅ(手綱) みかづきヅ(月)

かなづちヅ(鉄槌) ゆきづまるヅ(行詰)

かたづけるヅ(片附) ところづよいヅ(心強)

いづらいヅ(居強) つきづきにヅ(月々)

つねづね(常々)

(口) つづみ(鼓)

つづれ(檻樓)』

つづめる(約)

つづら(葛籠)

つづける(続)

附則 語源ヨリ云へバ本条但書ニ該当スルモノナルモ今ハ単立

語ト見做サルルモノハ仍ホ本文ノ例ニ依ル

例 さかづき(盃) いづみ(泉)』 つまづく(躓)

第十二条 阿例ノ仮名ニふガ附キテ於列ノ長音ニ発音スルモ

ノハ於列ノ仮名ニうヲ附ス

例 おうぎ(扇) おうみ(近江)

とうとうみ(遠江) さだとう(貞任)』 いのう(稻生)

ほうる(投)

すもう(角力) がもう(蒲生)

第十三条 阿列ノ仮名ニうガ附キテ於列ノ長音ニ発音スルモ

ノハ於列ノ仮名ニうヲ附ス

例 おうむ(鸚鵡)

こうがい(笄) こうじ(麴)

さこう(将咲) きこう(将聞)

こうばしい(馨)』 あこう(赤)

こうべ(神戸)』

いそこう(将急)』

ちこう(近)

なごう(長)』

こう(斯)

はなそう(将話)

かえそう(将返)

ちらそう(将散)』

あそう(浅)

くそう(臭)』

そう(然)

とうげ(峠)

たとうがみ(畳紙)』

うとう(将打)

かとう(将勝)

たとう(将立)』

いとう(痛)

かとう(堅)

つめとう(冷)

しのう(将死)』

あぶのう(危)

ほうき(箒)』

ほうむる(葬)』

あそぼう(将遊)

とぼう(将飛)

はこぼう(将運)』 すっぽう(酸)

もうける(儲)

もうす(申)』

あゆもう(将歩)

やすもう(将休)

たのもう(将頼)』 あもう(甘)

せもう(狭)

ようか(八日)』

はよう(早)』

ようやく(漸)

くろろど(蔵人)』

いのろう(将祈)

かえろう(将帰)

とうろう(将通)』

くろろ(暗)

かろう(辛)

あろう(粗)

いおう(硫黄)』

よおう(弱)

第十四条 はニウガ附キテオート発音スルモノハ之ヲおうニ
改ム

例 すおう(周防) ぁおう(将逢) かおう(将買)
まおう(将舞) こおう(強) しおう(吝)

第十五条 カニほガ附キテオート発音スルモノハ之ヲこうニ
改ム

例 ぁこう(赤穂)

第十六条 阿列ノ仮名ニをガ附キテ於列ノ長音ニ発音スルモ

ノハ於列ノ仮名ニウヲ附ス
例 おうめわた(青梅綿)

ぁこう(赤魚)

そうとめ(早少女)

もうかもめん(真岡木綿)

第十七条 以列ノ仮名ニふガ附キテ拗音ノ字列長音ニ発音ス

ルモノハ以列ノ仮名ニウヲ附ス但シウニ一ヲ代用スル場合

ニハ以列ノ仮名ニゆヲ附スベシ

例 やぎう(柳生) おぎう(荻生)

きりう(桐生)

うりう(瓜生)

第十八条 以列ノ仮名ニウガ附キテ拗音ノ字列長音ニ発音ス

ルモノハ以列ノ仮名ニウヲ附ス但シウニ一ヲ代用スル場合
ニハ以列ノ仮名ニゆヲ附スベシ

例 おうきう(大)

しうと(舅) しうとめ(姑)

あたらしう(新) かなしう(悲) すずしう(涼)

おちうど(落人)

ひうが(日向)

第十九条 字列ノ仮名ニふガ附キテ其長音ニ発音スルモノハ

字列ノ仮名ニウヲ附ス

例 くずう(葛生)

ゆうだち(夕立) ゆうき(結城)

第二十条 江列ノ仮名ニふガ附キテ拗音ノ於列長音ニ発音ス

ルモノハ以列ノ仮名ニようヲ附ス

例 きよう(今日)

第二十一条 江列ノ仮名ニウガ附キテ拗音ノ於列長音ニ発音

スルモノハ以列ノ仮名ニようヲ附ス

例 まいりましう(将行) そうでしう(或然)

ちようず(手水) ちような(手斧)

みようが(茗荷) みようと(夫婦)

第二十二條 於列ノ仮名ニふ又ハほガ附キテ其長音ニ発音ス
ルモノハ於列ノ仮名ニうヲ附ス

例 きのう(昨日)

しもうさ(下総)

ふくろう(梟)

おうかみ(狼)

おうやけ(公)

しおうせる(為遂)

おうい(多)

おうきい(大)

こうり(氷)

こうろぎ(蝨斯)

とどころ(滞)

とうる(通)

とらい(遠)

ほうずき(酸漿)

ほう(頬)

ほうのき(朴木)

もようす(催)

第二十三條 於列ノ仮名ニうガ附キテ其長音ニ発音スルモノ

ハ於列ノ仮名ニうヲ附ス

例 こうぢ(小路) こう(濃)

すごう(凄)

おそ(遅)

ほそ(細)

とうじ(杜氏)

するどう(鋭)

とうとう(遂)

どう(如何)

いぬぼうざき(犬吠崎)

いもうと(妹)

おも(重)

もう(最早)

ようさり(昨夜)

よう(善)

みよう(将見)

うけよう(将受)

こよう(将来)

しろ(素)

しろ(白)

くろ(黒)

ひろ(広)

第二十四條 とニをガ附キテとト発音スルモノハ之ヲとう

ニ改ム

例 とう(十)

第二十五條 添音ト称スルモノハあ、い、うヲ用ヒテ表記ス

例 なあに(何)

ぴいか(燿々)

ふう(夫婦)

ねいさま(姉様)

かのう(狩野)

第二十六條 感歎詞及擬声語ノ中ノ長ク引ク音ハあ、い、う

ヲ用ヒテ表記ス

例 ああ おう むう ねい

鳥がかあかあ 笛がぴいぴい 風がふうふう

鼠がちゆうちゆう 牛がもうもう

第二十七条 字音ヲ借りテ国音ヲ表記シタルモノ及素ト字音

ナリシモ国音ノ例ニヨリテ変化セシモノハ共ニ前諸条ノ例

ニ依ル

例 あわ(阿波) こうず(国府津) びわ(琵琶)

追加

一 動詞「いふ」(言)ハ「いう」ニ改ム、但シ「ゆー」ヲ代用スルコトヲ得

二 二語連合ノ音便ニ依リテ生ジタル転音ハ転音ノマ、

ニ表記ス

例 みやい(見合) しやわせ(仕合) ぐわい(具合)

ひつこし(引越) ひつぱる(引張)

〔付二〕 仮名遣ノ諮問ニ対スル府県師範学校

(六十校)答申ノ梗概

一 本案ニ賛成セルモノ二十五校

(一) 全項ニ互リテ賛成セルモノ七校

(二) 或項等ニ就キ意見アルモノ十八校

(イ) 本案ヲシテ実地ニ成立セシメンニハ先ツ適法ノ手續

ヲ履ミテ今日ノ口語ノ法則ヲ成文律ニ制定シ社会ノ承

認ヲ経ヘシト云フモノ一校

(ロ) 仮名遣改定ノ結果動詞ノ活用ニ変化ヲ生スルカ故ニ

之ヲ一定シテ各段各行ノ動詞ヲ尽シテ公示スヘシト云

フモノ一校

(ハ) 法律命令其他ノ公文ニモ応用スヘシ又標準語ヲ一定

シテ本案ニ基キタル文典ヲ編纂スヘシト云フモノ一校

(ニ) 口語体ノ文章ニノミ応用スヘシト云フモノ一校

(ホ) 小学校、中学校ノミナラス文字ヲ用フル全方面ニ遍

ク行ハルル方法ヲ採ルヘシト云フモノ一校

(ヘ) 口語典及ヒ標準語ノ辞書ヲ編纂スヘシ(応急ノタメ

ナレハ完全ナルモノヲ望マス)又セメテ文部省ヨリ発スル

公文ニナリトモ本案ヲ応用スヘシト云フモノ一校

(ト) をヲおニ改ムヘシ(第一条、第四条、第八条、第十六条

関係)ト云フモノ六校

- (チ) 語ノ上ニアリテハおヲ用ヒ語ノ中、下及ヒ天爾乎波ニハをヲ用フヘシ(第一条關係)ト云フモノ三校
- (リ) わト発音スルモいしはら(石原)等ノ如ク二語連合ノ結果ヨリ生スルハ従来ノ仮名ヲ用フヘシ(第二条關係)ト云フモノ一校
- (ヌ) をしふ(教)うう(植)等ノ語尾ふ、うハゆト発音スルコトナシうト発音ス(第六条、第十条關係)ト云フモノ一校
- (ル) ほハ於列ノ仮名ノ下ニ附キテモ長音ニ発音スルコトナシ(第八条關係)ト云フモノ一校
- (ヲ) ぢ、づハ総テじ、ずニ一定スヘシ(第十二条、第十三条關係)ト云フモノ六校
- (ワ) ぢ、づハ旧来ノ慣用ニ依ルモ妨ナシトスヘシ(第十二条、第十三条關係)ト云フモノ一校
- (カ) ぢ、づハ旧来ノ仮名遣ニ依ルヘシ(第十二条、第十三条關係)ト云フモノ一校
- (ク) 用言ノ語尾、其音便及ヒ未来助動詞ノ長音ニ発音スルモノヲモ他ノ場合ト同シク「ー」ニ改ムヘシ(第十四条乃至第十六条、第二十条乃至第二十六条、第三十一条關係)ト云フモノ四校
- (イ) 他ニ良法アラハ必スシモ「ー」ニ限ラスト云フモノ一校
- (ろ) 動詞ノ語尾ニ「ー」ヲ用フルコト、聯関シテ動詞ハ総テ仮名ニテ書スヘシト云フモノ一校
- (ク) 長音ニハ用言ノ語尾又ハ其音便ノ場合ヲ除キあ、い、う、え、おヲ用フヘシ(第八条、第十四条乃至第二十九条、第三十一条關係)ト云フモノ一校
- (レ) 長音ニハあ、い、うヲ用フヘシ(第八条、第十四条乃至第二十九条、第三十一条關係)ト云フモノ二校
- (リ) 阿列ノ仮名ニふ又ハうカ附キテ於段ノ長音ニ発音スルモノモ其ふ又ハうカ用言ノ語尾、其音便又ハ未来助動詞ナルトキハ尚ホ阿列ノ仮名ニうヲ附スヘシ(第十四条乃至第十六条關係)ト云フモノ三校
- (ツ) いふ(言ふ)ヲゆうニ改ムヘシ(第二十条關係)ト云フモノ一校
- (ネ) 以列ノ仮名ニうカ附キテ字列ノ長キ拗音ニ発音スルモノモ其うカ形容詞ノ副詞法ノ音便ナルトキハ尚ホ以列ノ仮名ニうヲ附スヘシ(第二十条關係)ト云フモノ二校
- (ハ) 以列ノ仮名ニふ又ハうカ附キテ字列ノ長キ拗音ニ発音スルモノハ総テ以列ノ仮名ニうヲ附スヘシ(第十九条、第二十条關係)ト云フモノ一校
- (ラ) 江列ノ仮名ニふ又ハうカ附キテ於列ノ長キ拗音ニ発音スルモノモ其ふ又ハうカ用言ノ語尾、其音便又ハソ

レニ未来助動詞ノ附キタルモノナルトキハ尚ホ江列ノ
仮名ニウヲ附スヘシ(第二十二條乃至第二十四條關係)ト
云フモノ二校

(三) 或項ニ就キ意見アリト云フモ別ニ案ヲ具セサルモノ一
校

二 諮問案ノ参考トシテ添附シタル別案ニ賛成セルモノ二十
四校

(一) 全項ニ互リテ賛成セルモノ十三校

(二) 或項等ニ就キ意見アルモノ十一校

(イ) 中等程度ノ学校ニ及ホスハ不可ナリト云フモノ一校

(ロ) をハ天爾乎波ヲ除クノ外ハおニ改ムヘシ(第一條、第
四條、第七條、第十五條關係)ト云フモノ二校

(ハ) 天爾乎波ノをハ從來ノ仮名ニ從ヒ他ハ發音ニヨリテ
お又ハをヲ用フヘシ(第一條、第四條、第七條、第十五條
關係)ト云フモノ一校

(ニ) をハ総テおニ改ムヘシ(第一條、第四條、第七條、第十
五條關係)ト云フモノ四校

(ホ) わ、い、う、えト發音スル動詞ノ語尾ノは、ひ、
ふ、へハわ、い、う、えニ改ムヘシ(第二條、第三條、
第五條、第六條、第十三條、第二十條、第二十二條、第二十
四條關係)ト云フモノ一校

(ハ) わ、い、え、じ、ずト發音スルモいしはら(石原)か
ひこ(蚕)さへぎる(遮)をぢ(祖父)さかづき(杯)等二語

連合ノ結果ヨリ生スルモノ又ハ動詞ノ活用ヨリ起ルモ
ノハ單立語ト見做スヘキモノモ尚ホ從來ノ仮名ヲ用フ
ヘシ(第一條、第三條、第六條、第十一條、及ヒ第十二條ノ
附則關係)ト云フモノ一校

(ト) い、えト發音スルモ動詞ノ活用ヨリ起ルゐ、ゑハ
單立語ト見做スヘキモノモ尚ホ從來ノ仮名ヲ用フヘシ
(第八條、第十條關係)ト云フモノ二校

(チ) ゆト發音スルウハ從來ノ仮名ヲ用フヘシ(第九條關
係)ト云フモノ二校

(リ) ぢ、づハ動詞ノ語尾ノ場合ニモじ、ずヲ用フルコト
ヲ許容スヘシ(第十一條、第十二條關係)ト云フモノ一校

(ヌ) ぢ、づハ総テじ、ずニ一定スヘシト云フモノ一校

(ル) 長音ニハ用言ノ語尾音便又ハ未来助動詞ノ場合ヲ除
キあ、い、う、え、おヲ用フヘシ(第七條、第十三條乃
至第二十一條、第二十三條乃至第二十八條關係)ト云フモノ
一校

(ヲ) 長音ニハ用言ノ語尾、其音便又ハ未来助動詞ノ場合
ヲ除キおかあさん、おじいさん、ゆうだち、ねえさん、
きのおノ如クあ、い、う、え、おノ字傍ニ單線ヲ画
シタルモノ即チあ、い、う、え、おヲ用フヘシ(第七
條、第十三條乃至第二十一條、第二十三條乃至第二十八條關
係)ト云フモノ一校

(ハ) わ、い、え、じ、ずト發音スルモいしはら(石原)か
ひこ(蚕)さへぎる(遮)をぢ(祖父)さかづき(杯)等二語

(ニ) をハ総テおニ改ムヘシ(第一條、第四條、第七條、第十
五條關係)ト云フモノ四校

(ホ) わ、い、う、えト發音スル動詞ノ語尾ノは、ひ、
ふ、へハわ、い、う、えニ改ムヘシ(第二條、第三條、
第五條、第六條、第十三條、第二十條、第二十二條、第二十
四條關係)ト云フモノ一校

(ハ) わ、い、え、じ、ずト發音スルモいしはら(石原)か
ひこ(蚕)さへぎる(遮)をぢ(祖父)さかづき(杯)等二語

(ニ) をハ総テおニ改ムヘシ(第一條、第四條、第七條、第十
五條關係)ト云フモノ四校

(ホ) わ、い、う、えト發音スル動詞ノ語尾ノは、ひ、
ふ、へハわ、い、う、えニ改ムヘシ(第二條、第三條、
第五條、第六條、第十三條、第二十條、第二十二條、第二十
四條關係)ト云フモノ一校

(ハ) わ、い、え、じ、ずト發音スルモいしはら(石原)か
ひこ(蚕)さへぎる(遮)をぢ(祖父)さかづき(杯)等二語

(ニ) をハ総テおニ改ムヘシ(第一條、第四條、第七條、第十
五條關係)ト云フモノ四校

(ホ) わ、い、う、えト發音スル動詞ノ語尾ノは、ひ、
ふ、へハわ、い、う、えニ改ムヘシ(第二條、第三條、
第五條、第六條、第十三條、第二十條、第二十二條、第二十
四條關係)ト云フモノ一校

(ハ) わ、い、え、じ、ずト發音スルモいしはら(石原)か
ひこ(蚕)さへぎる(遮)をぢ(祖父)さかづき(杯)等二語

(ニ) をハ総テおニ改ムヘシ(第一條、第四條、第七條、第十
五條關係)ト云フモノ四校

(ホ) わ、い、う、えト發音スル動詞ノ語尾ノは、ひ、
ふ、へハわ、い、う、えニ改ムヘシ(第二條、第三條、
第五條、第六條、第十三條、第二十條、第二十二條、第二十
四條關係)ト云フモノ一校

(ハ) わ、い、え、じ、ずト發音スルモいしはら(石原)か
ひこ(蚕)さへぎる(遮)をぢ(祖父)さかづき(杯)等二語

(ニ) をハ総テおニ改ムヘシ(第一條、第四條、第七條、第十
五條關係)ト云フモノ四校

(ホ) わ、い、う、えト發音スル動詞ノ語尾ノは、ひ、
ふ、へハわ、い、う、えニ改ムヘシ(第二條、第三條、
第五條、第六條、第十三條、第二十條、第二十二條、第二十
四條關係)ト云フモノ一校

(ハ) わ、い、え、じ、ずト發音スルモいしはら(石原)か
ひこ(蚕)さへぎる(遮)をぢ(祖父)さかづき(杯)等二語

(ウ) 長音ニハうヲ用フヘシ但小学校ニ在リテハこうリ

(氷)ノ如クうノ右肩ニ単線ヲ画シタルモノ即チうヲ用

フヘシ(第七条、第十三条乃至第二十八条、第三十条關係)

ト云フモノ一校

(カ) 長音ノ書キ方ハ新旧何レヲ用フルモ妨ナシ年月ヲシ

テ淘汰セシムヘシ(第七条、第十三条乃至第二十八条、第

三十条)ト云フモノ一校

三 或程度マテハ別案ニ賛成セルモノ二校

(イ) 語根不明ノ名詞等ハ別案ニ従フモ妨ナシ(但シをハお

ニ改ム)文法書ヲ制定シ、別案ニ幾多ノ修正ヲ施シテ試

験的ニ小学校ニ施行スルハ妨ナシト云フモノ一校

(ロ) 尋常小学校第二学年以上ハ教科書ニ用フルモ可ナリ第

三学年以上ハ綴リ方ノミニ許容スヘシト云フモノ一校

四 改定ヲ延期スヘシト云フモノ三校

五 単ニ研究ヲ要スト云ヒテ別ニ案ヲ具セサルモノ四校

六 改定ヲ不可トスト云フモノ二校

〔付二〕 仮名遣ノ諮問ニ対スル帝国教育会ノ

答申

本年三月九日御諮問ニ相成候文法上許容スベキ事項及国語仮名遣改定案并字音仮名遣ニ関スル事項ニ付テハ本会ニ於テ特ニ調査委員ヲ設ケテ審議討究セシメ候処其結果文法上許容スベキ事項ニ就キテハ別ニ意見無之国語仮名遣改定案并字音仮名遣ニ関スル事項ニ就キテハ別紙ノ通改正致度意見ニ有之候尤諸言ニ就キテハ左記之通御改正相成度候此段及答申候也

明治三十八年十一月六日

帝国教育会長 辻 新次

文部大臣官房圖書課長

文部書記官 渡部 董之介殿

国語仮名遣改定案并字音仮名遣ニ関スル事項

国語仮名遣改定案諸言

一 本案ノ改定仮名遣ハ口語文ニ適用スルモノトス但教科書ニ用フル文語ハ従来ノ仮名遣ニ依リ文語ノ作文ニハ改定ノ仮名遣ニ依ルモ妨ゲナシ

二 本案ノ改定仮名遣ハ現行ノ国定小学校教科書大修正ノ場合ニ実行スルモノトス

三 本案ノ仮名遣ハ中等教育ノ学校教授上ニモ実行センコトヲ期ス

四 (削除)

国語仮名遣改定案

第一条 をハおニ改ム但テニヲハノをニハをヲ用フ

第二条 わト発音スルはハわニ改ム

第三条 いト発音スルひはいニ改ム

第四条 おト発音スルふハおニ改ム

第五条 うト発音スルふハうニ改ム

第六条 (削除)

第七条 えト発音スルへハえニ改ム

第八条 おト発音スルほハお列ノ下ニアリテ其長音ニ発音ス

ルモノハ一ニ改メ他ハおニ改ム

第九条 ゐはいニ改ム

第十条 (削除)

第十一条 ゑハえニ改ム

第十二条 ぢハじニ改ム(但書削除)

第十三条 づハずニ改ム(但書削除)

第十四条 阿列ノ仮名ニふガ附キテ於列ノ長音ニ発音スルモ

ノハ於列ノ仮名ニ一ヲ附ス(但書削除)

第十五条 阿列ノ仮名ニうガ附キテ於列ノ長音ニ発音スルモ

ノハ於列ノ仮名ニ一ヲ附ス(但書削除)

第十六条 はニうガ附キテを一ト発音スルモノハ之ヲを一ニ

改ム(但書削除)(編者注「を一」は「お一」か)

第十七条 カニほガ附キテこ一ト発音スルモノハ之ヲこ一ニ

改ム

第十八条 阿列ノ仮名ニをガ附キテ於列ノ長音ニ発音スルモ

ノハ於列ノ仮名ニ一ヲ附ス

第十九条 以列ノ仮名ニふガ附キテ拗音ノ字列ノ長音ニ発音

スルモノハ字列ノ拗音ニ一ヲ附ス

第二十条 以列ノ仮名ニうガ附キテ拗音ノ字列ノ長音ニ発音

スルモノハ字列ノ拗音ニ一ヲ附ス(但書削除)

第二十一条 字列ノ仮名ニふガ附キテ其長音ニ発音スルモノ

ハ字列ノ仮名ニ一ヲ附ス(但書削除)

第二十二条 江列ノ仮名ニふガ附キテ拗音ノ於列ノ長音ニ発

音スルモノハ於列ノ拗音ニ一ヲ附ス(但書削除)

第二十三条 よト発音スルゑハ之ヲよニ改ム

第二十四条 江列ノ仮名ニうガ附キテ拗音於列ノ長音ニ発音

スルモノハ於列ノ拗音ニ一ヲ附ス(但書削除)

第二十五条 於列ノ仮名ニふガ附キテ其長音ニ発音スルモノ

ハ於列ノ仮名ニ一ヲ附ス(但書削除)

第二十六条 於列ノ仮名ニうガ附キテ其長音ニ発音スルモノ

ハ於列ノ仮名ニ一ヲ附ス(但書削除)

第二十七条 とニをガ附キテと一ト発音スルモノハ之ヲと一

ニ改ム

第二十八条 添音ト称スルモノハ一ヲ用ヒテ表記ス

第二十九条 感歎詞及擬声語ノ中ノ長ク引ク音ハ一ヲ用ヒテ

表記ス

第三十条 字音ヲ借りテ国音ヲ表記シタルモノ及素ト字音ナ

リシモ国音ノ例ニヨリテ変化セシモノハ共ニ前諸条ノ例ニ

依ル

第三十一条 文語ノ一段活用二段活用加行変格及佐行変格ノ

動詞ヲ口語ニテ未来ニ用フルトキハ左ノ例ニ依リテ表記ス

例 いよー(射) けよー(蹴) うけよー(受)

おきよー(起) こよー(来) しょー(為)

字音仮名遣(小学校令施行規則第二号表)ニ関スル事項

一 (削除)

二 本表ノ新定字音仮名遣中か、が、及び、ずノ下ノ附註

「従来慣用ノ例ニ依ルモ妨ナシ」ヲ削除ス

三 本表ニ左ノ二十二項ヲ加フ

従来用ヒ来レル字音仮名遣

新定ノ字音仮名遣

えい けい げい せい

えー けー げー せー

四 本表ハ中等教育ノ学校教授上ニモ実行センコトヲ期ス

ぜい	てい	でい	ねい	へい	べい	ぺい	めい	れい	ゑい	くい	ぐい	すい	つう	づう	ふう	ぶう	ふう	ぶう
ぜー	てー	でー	ねー	へー	べー	ぺー	めー	れー	えー	くー	ぐー	すー	つー	づー	ふー	ぶー	ふー	ぶー